

南あわじ市国民保護計画 新旧対照表

【現行計画と変更案】

現 行 計 画	変 更 案	判 定
<p>南あわじ市国民保護計画</p> <p><u>平成 19 年 3 月</u> 南 あ わ じ 市</p>	<p>南あわじ市国民保護計画 (令和元年度変更) (案)</p> <p><u>令和元年 月</u> 南 あ わ じ 市</p>	

南あわじ市国民保護計画 新旧対照表

現 行 計 画	変 更 案	判 定
<p style="text-align: center;">第1編 総論</p> <p>第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等</p> <p>市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。</p> <p>1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ、構成等</p> <p>(1) 市の責務 市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び兵庫県の国民の保護に関する計画（以下「県保護計画」という。）を踏まえ、南あわじ市の国民の保護に関する計画（以下「市保護計画」という。）に基づき、市民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。</p> <p>(2) （省略）</p> <p>(3) 市保護計画に定める事項 市保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。</p> <p>(4) （省略）</p> <p>2 計画の対象 市保護計画においては、市の区域内に居住している人はもとより、通勤、通学、旅行等で市の区域内に滞在する人や市域を越えて避難してきた<u>すべての</u>人（外国人を含む）及び市の区域内において活動を行う<u>すべての</u>法人その他の団体（以下、<u>これら</u>を「市民という。」）を保護の対象とする。</p> <p>3 （省略）</p>	<p style="text-align: center;">第1編 総論</p> <p>第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等</p> <p>市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。</p> <p>1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ、構成等</p> <p>(1) 市の責務 市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び兵庫県の国民の保護に関する計画（以下「県保護計画」という。）を踏まえ、南あわじ市の国民の保護に関する計画（以下「市保護計画」という。）に基づき、市民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。 【市が実施する保護措置】 ① 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置 ② 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置 ③ 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置 ④ 水の安定的な供給その他の市民生活の安定に関する措置 ⑤ 武力攻撃災害の復旧に関する措置</p> <p>(2) （省略）</p> <p>(3) 市保護計画に定める事項 市保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。 【市保護計画に定める事項】 ① 市の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項 ② 市が実施する国民の保護のための措置に関する事項 ③ 国民の保護のための措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項 ④ 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項 ⑤ 国民の保護のための措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項 ⑥ 前各号に掲げるもののほか、市の区域に係る国民の保護のための措置に関し市長が必要と認める事項</p> <p>(4) （省略）</p> <p>2 計画の対象 市保護計画においては、市の区域内に居住している人はもとより、通勤、通学、旅行等で市の区域内に滞在する人や市域を越えて避難してきた<u>全ての</u>人（外国人を含む）及び市の区域内において活動を行う<u>全ての</u>法人その他の団体（以下「市民」という。）を保護の対象とする。</p> <p>3 （省略）</p>	<p style="text-align: center;">軽 微 (県計画に即した修正)</p> <p style="text-align: center;">軽 微 (県計画に即した修正)</p> <p style="text-align: center;">軽 微 (用語修正)</p>

南あわじ市国民保護計画 新旧対照表

現 行 計 画	変 更 案	判 定
---------	-------	-----

第2章(1)～(5) (省略)

(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施
 市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。
 また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関等の自主性の尊重

市は、指定公共機関等の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関等が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

第2章(1)～(5) (省略)

(6) 災害時要援護者への配慮及び国際人道法の的確な実施
 市は、国民保護措置の実施に当たっては、災害時要援護者の保護について留意する。
 また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関等の自主性の尊重その他の特別な配慮
 市は、日本赤十字社が実施する保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関等が実施する保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。
 また、市は、指定公共機関等の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関等が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

軽 微
(用語修正)

軽 微
(県計画に即した修正)

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

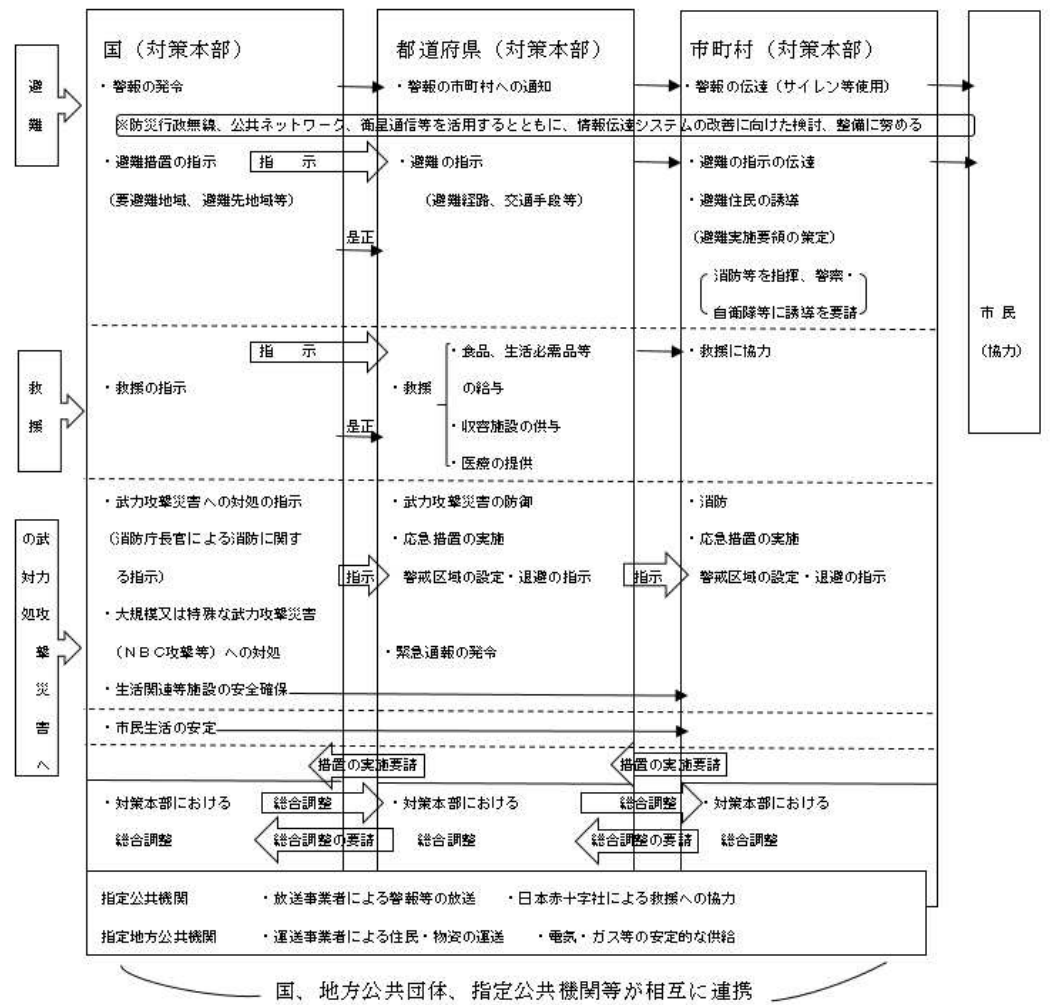
市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

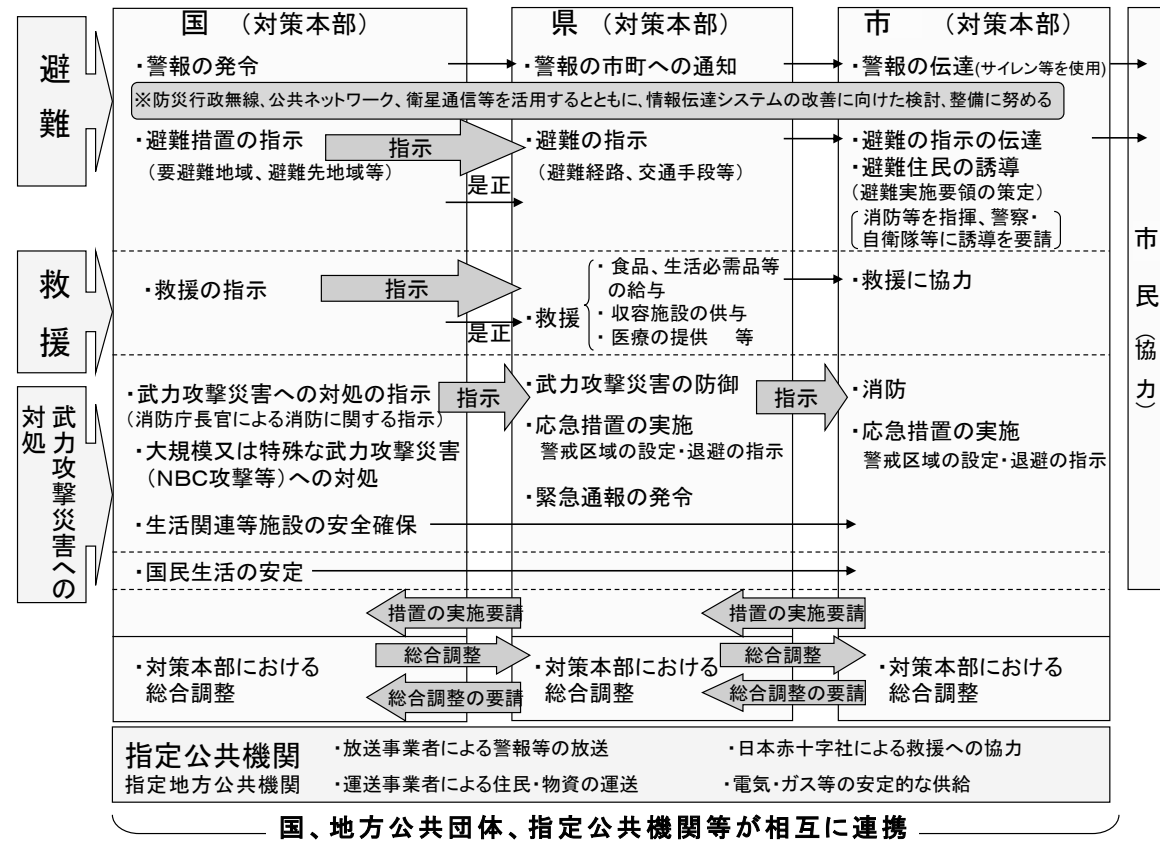
市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

軽 微
(県計画に即した修正)

※【国民保護措置の全体の仕組み】



国民の保護に関する措置の仕組み



南あわじ市国民保護計画 新旧対照表

現 行 計 画	変 更 案	判 定																																								
<p>○地方公共団体 (表省略) ○自衛隊 (表省略) ○指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近畿管区警察庁～近畿財務局 神戸財務事務所</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>近畿厚生局～近畿運輸局</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>神戸運輸管理部</td> <td>1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び船舶の安全保安</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>神戸海洋気象台</td> <td>1 気象状況の把握及び情報の提供</td> </tr> <tr> <td>第五管区海上保安本部～近畿地方環境事務所</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	近畿管区警察庁～近畿財務局 神戸財務事務所	(省略)	—	—	近畿厚生局～近畿運輸局	(省略)	神戸運輸管理部	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び船舶の安全保安	—	—	—	—	神戸海洋気象台	1 気象状況の把握及び情報の提供	第五管区海上保安本部～近畿地方環境事務所	(省略)	—	—	<p>1 関係機関の事務又は業務の大綱 保護措置について、県、市、自衛隊、指定地方行政機関及び指定公共機関等は、おおむね次に掲げる業務を処理する。</p> <p>○地方公共団体 (表省略) ○自衛隊 (表省略) ○指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近畿管区警察庁～近畿財務局 神戸財務事務所</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>神戸税関</td> <td>1 輸入物資の通関手続</td> </tr> <tr> <td>近畿厚生局～近畿運輸局</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>神戸運輸監理部</td> <td>1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び船舶の安全保安</td> </tr> <tr> <td>大阪空港事務所</td> <td>1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保</td> </tr> <tr> <td>東京航空交通管制部</td> <td>1 航空機の安全確保に係る管制上の措置</td> </tr> <tr> <td>神戸地方気象台</td> <td>1 気象状況の把握及び情報の提供</td> </tr> <tr> <td>第五管区海上保安本部～近畿地方環境事務所</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>近畿中部防衛局</td> <td>1 所管財産(周辺財産)の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	近畿管区警察庁～近畿財務局 神戸財務事務所	(省略)	神戸税関	1 輸入物資の通関手続	近畿厚生局～近畿運輸局	(省略)	神戸運輸監理部	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び船舶の安全保安	大阪空港事務所	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保	東京航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置	神戸地方気象台	1 気象状況の把握及び情報の提供	第五管区海上保安本部～近畿地方環境事務所	(省略)	近畿中部防衛局	1 所管財産(周辺財産)の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整	<p>軽微 (県計画に即した修正)</p>
機関の名称	事務又は業務の大綱																																									
近畿管区警察庁～近畿財務局 神戸財務事務所	(省略)																																									
—	—																																									
近畿厚生局～近畿運輸局	(省略)																																									
神戸運輸管理部	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び船舶の安全保安																																									
—	—																																									
—	—																																									
神戸海洋気象台	1 気象状況の把握及び情報の提供																																									
第五管区海上保安本部～近畿地方環境事務所	(省略)																																									
—	—																																									
機関の名称	事務又は業務の大綱																																									
近畿管区警察庁～近畿財務局 神戸財務事務所	(省略)																																									
神戸税関	1 輸入物資の通関手続																																									
近畿厚生局～近畿運輸局	(省略)																																									
神戸運輸監理部	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び船舶の安全保安																																									
大阪空港事務所	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保																																									
東京航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置																																									
神戸地方気象台	1 気象状況の把握及び情報の提供																																									
第五管区海上保安本部～近畿地方環境事務所	(省略)																																									
近畿中部防衛局	1 所管財産(周辺財産)の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整																																									
<p>○指定公共機関等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の種類</th> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放送事業者</td> <td>(指定公共機関) 日本放送協会、朝日放送(株)、(株)毎日放送、関西テレビ放送(株)、讀賣テレビ放送(株)、大阪放送(株) (指定地方公共機関) (株)サンテレビジョン、(株)k i s s・FMK O B E、(株)ラジオ関西</td> <td>1 警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む。)の内容並びに緊急通報の内容の放送</td> </tr> </tbody> </table>	機関の種類	機関の名称	事務又は業務の大綱	放送事業者	(指定公共機関) 日本放送協会、朝日放送(株)、(株)毎日放送、関西テレビ放送(株)、讀賣テレビ放送(株)、大阪放送(株) (指定地方公共機関) (株)サンテレビジョン、(株)k i s s・FMK O B E、(株)ラジオ関西	1 警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む。)の内容並びに緊急通報の内容の放送	<p>【指定公共機関等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の種類</th> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放送事業者</td> <td>(指定公共機関) 日本放送協会、朝日放送(株)、(株)毎日放送、関西テレビ放送(株)、讀賣テレビ放送(株)、大阪放送(株) (指定地方公共機関) (株)サンテレビジョン、兵庫エフエム放送(株)、(株)ラジオ関西</td> <td>1 警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む。)の内容並びに緊急通報の内容の放送</td> </tr> </tbody> </table>	機関の種類	機関の名称	事務又は業務の大綱	放送事業者	(指定公共機関) 日本放送協会、朝日放送(株)、(株)毎日放送、関西テレビ放送(株)、讀賣テレビ放送(株)、大阪放送(株) (指定地方公共機関) (株)サンテレビジョン、兵庫エフエム放送(株)、(株)ラジオ関西	1 警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む。)の内容並びに緊急通報の内容の放送																													
機関の種類	機関の名称	事務又は業務の大綱																																								
放送事業者	(指定公共機関) 日本放送協会、朝日放送(株)、(株)毎日放送、関西テレビ放送(株)、讀賣テレビ放送(株)、大阪放送(株) (指定地方公共機関) (株)サンテレビジョン、(株)k i s s・FMK O B E、(株)ラジオ関西	1 警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む。)の内容並びに緊急通報の内容の放送																																								
機関の種類	機関の名称	事務又は業務の大綱																																								
放送事業者	(指定公共機関) 日本放送協会、朝日放送(株)、(株)毎日放送、関西テレビ放送(株)、讀賣テレビ放送(株)、大阪放送(株) (指定地方公共機関) (株)サンテレビジョン、兵庫エフエム放送(株)、(株)ラジオ関西	1 警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む。)の内容並びに緊急通報の内容の放送																																								

南あわじ市国民保護計画 新旧対照表

現 行 計 画			変 更 案			判 定
運送事業者	(指定公共機関) 佐川急便(株)、西濃運輸(株)、日本通運(株)、福山通運(株)、ヤマト運輸(株) (指定地方公共機関) 淡路交通(株)、沼島汽船(株)、(社)兵庫県トラック協会	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保	運送事業者	①国内旅客船事業者 (指定地方公共機関) 沼島汽船(株) ②バス事業者 (指定地方公共機関) 淡路交通(株)、神姫バス(株) ③トラック事業者 (指定公共機関) 佐川急便(株)、西濃運輸(株)、日本通運(株)、福山通運(株)、ヤマト運輸(株) (指定地方公共機関) (一社) 兵庫県トラック協会	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保	
電気通信事業者	(指定公共機関) 西日本電信電話(株)、NTTコミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、日本テレコム(株)、(株)NTTドコモ関西、ソフトバンクモバイル(株)	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い	電気通信事業者	(指定公共機関) 西日本電信電話(株)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、(株)NTTドコモ、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ(株)	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い	
電気事業者	(指定公共機関) 関西電力(株)	1 電気の安定的な供給	電気事業者	(指定公共機関) 関西電力(株)、電力広域的運営推進機関	1 電気の安定的な供給	
ガス事業者	(指定地方公共機関) (社)兵庫県エルピーガス防災協会	1 ガスの安定的な供給	ガス事業者	(指定地方公共機関) (一社)兵庫県LPガス協会	1 ガスの安定的な供給	
—		—	日本郵便(株)		1 郵便の確保	
病院その他医療機関	(社)兵庫県医師会	1 医療の確保	病院その他医療機関	(指定地方公共機関) (一社)兵庫県医師会	1 医療の確保	
道路の管理者	(指定公共機関) 本州四国連絡高速道路(株)	1 道路の管理	道路の管理者	(指定公共機関) 本州四国連絡高速道路(株)	1 道路の管理	
その他	日本郵政公社	1 郵便の確保	日本赤十字社		1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答	
	日本赤十字社	1 救援への協力	日本銀行		1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調整 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持	
○その他の機関						
機関の種類	機関の名称	事務又は業務の大綱				
ガス事業者	兵庫県プロパンガス協会淡路支部	1 ガスの安定的な供給				

南あわじ市国民保護計画 新旧対照表

現 行 計 画	変 更 案	判 定
<p>○ 関係機関の連絡先 兵庫県、指定地方行政機関、自衛隊、市、消防機関、指定公共機関等その他の関係機関の連絡先については、資料編に記載する。 なお、関係機関の連絡先については、本計画とは別に一覧表を作成しておくこととし、随時、最新の情報への更新を行うよう留意する。</p>	<p>② 関係機関の連絡先 兵庫県、指定地方行政機関、自衛隊、市町、消防機関、指定公共機関等その他の関係機関の連絡先については、資料編に記載する。 なお、関係機関の連絡先については、本計画とは別に一覧表を作成しておくこととし、随時、最新の情報への更新を行うよう留意する。 <u>(記載事項) 名称、担当部署、所在地、電話・FAX、e-mail、その他の連絡方法</u></p>	<p>軽 微 (県計画に即した修正)</p>

南あわじ市国民保護計画 新旧対照表

現 行 計 画	変 更 案	判 定
---------	-------	-----

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

(1) 地形

南あわじ市は、淡路島の南西部に位置し、本市の総面積は、229.17 k m²（国土地理院平成17年全国都道府県市区町村別面積調）であり、淡路地域全体の38.5%、兵庫県全体の2.7%を占めている。

南部、西部はそれぞれ紀伊水道、播磨灘に面し、北部の先山山地、南東部の論鶴羽山地、西部の南辺寺山地に囲まれた中央部には三原平野が広がっており、三原川が播磨灘へと注いでいる。また、灘漁港沖合4 k mには、離島である沼島を有している。

(2) 気候

本市の気候は、瀬戸内式気候区に属し、穏やかな気候である。

過去10年間の平均気温は16.1℃、同じく、年平均降水量は1,240.0mmで、冬期は比較的暖かく、雨は夏場に多く冬場に少なくなっている。

(3) 人口分布

本市の人口は、平成17年の国勢調査によると総人口は52,283人で、平成12年に比べ約5%減少しており、この減少傾向は、昭和25年以降続いている。年齢階層別に見ると、年少人口（15歳未満）が13.6%、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）が59.5%、老年人口（65歳以上）が26.9%であり、兵庫県平均（順に14.2%、65.6%、19.8%）と比較すると、高齢化が非常に速いペースで進行している。

昼夜間人口については、隣接地域への従業・通学により、昼夜率96.9%（平成12年国勢調査）となっている。

国勢調査による人口推移（各年10月1日現在）

年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
階層						
総人口	<u>57,744</u>	<u>57,690</u>	57,526	56,664	54,979	52,283
年少人口 (0~14歳)	<u>12,372</u>	<u>11,883</u>	10,557	9,374	8,249	7,101
	<u>21.4%</u>	<u>20.6%</u>	18.4%	16.5%	15.0%	13.6%
生産年齢人口 (15~64歳)	<u>36,770</u>	<u>36,424</u>	36,452	35,254	33,433	31,124
	<u>63.7%</u>	<u>63.1%</u>	63.4%	62.2%	60.8%	59.5%
老年人口 (65歳以上)	<u>8,602</u>	<u>9,383</u>	10,517	12,036	13,297	14,058
	<u>14.9%</u>	<u>16.2%</u>	18.3%	21.2%	24.2%	26.9%
世帯数	<u>15,544</u>	<u>15,490</u>	16,017	16,716	17,140	17,044
一世帯当り 人員	<u>3.71</u>	<u>3.72</u>	3.59	3.39	3.21	3.07

(4)~(5) (省略)

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

(1) 地形

本市は、淡路島の南西部に位置し、本市の総面積は、229.01 k m²（国土地理院平成30年全国都道府県市区町村別面積調）であり、淡路地域全体の38.4%、兵庫県全体の2.7%を占めている。

南部、西部はそれぞれ紀伊水道、播磨灘に面し、北部の先山山地、南東部の論鶴羽山地、西部の南辺寺山地に囲まれた中央部には三原平野が広がっており、三原川が播磨灘へと注いでいる。また、灘漁港沖合4 k mには、離島である沼島を有している。

(2) 気候

本市の気候は、瀬戸内式気候区に属し、穏やかな気候である。

過去10年間の平均気温は16.0℃、同じく、年平均降水量は1,579.8mmで、冬期は比較的暖かく、雨は夏場に多く冬場に少なくなっている。

(3) 人口分布

本市の人口は、平成27年の国勢調査によると総人口は46,912人で、平成22年に比べ約6%減少しており、この減少傾向は、昭和25年以降続いている。年齢階層別に見ると、年少人口（15歳未満）が12.3%、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）が54.2%、老年人口（65歳以上）が33.5%であり、兵庫県平均（順に12.8%、59.3%、26.8%）と比較すると、高齢化が非常に速いペースで進行している。

昼夜間人口については、隣接地域への従業・通学により、昼夜率96.8%（平成27年国勢調査）となっている。

国勢調査による人口推移（各年10月1日現在）

年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
階層						
総人口	57,526	56,664	54,979	52,283	<u>49,834</u>	<u>46,912</u>
年少人口 (0~14歳)	10,557	9,374	8,249	7,101	<u>6,387</u>	<u>5,760</u>
	18.4%	16.5%	15.0%	13.6%	<u>12.8%</u>	<u>12.3%</u>
生産年齢人口 (15~64歳)	36,452	35,254	33,433	31,124	<u>28,791</u>	<u>25,404</u>
	63.4%	62.2%	60.8%	59.5%	<u>57.8%</u>	<u>54.2%</u>
老年人口 (65歳以上)	10,517	12,036	13,297	14,058	<u>14,616</u>	<u>15,679</u>
	18.3%	21.2%	24.2%	26.9%	<u>29.3%</u>	<u>33.5%</u>
世帯数	16,017	16,716	17,140	17,044	<u>16,981</u>	<u>16,968</u>
一世帯当り 人員	3.59	3.39	3.21	3.07	<u>2.93</u>	<u>2.76</u>

(4)~(5) (省略)

軽微
(時点修正)

軽微
(時点修正)

軽微
(時点修正)

南あわじ市国民保護計画 新旧対照表

現 行 計 画	変 更 案	判 定								
<p>第5章 市保護計画が対象とする事態</p> <p>市保護計画においては、以下のとおり県保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。</p> <p>1 武力攻撃事態 市保護計画においては、武力攻撃事態として、県保護計画において想定されている事態を対象とする。 なお、市内における具体的な事態の想定については、今後県からの情報を踏まえ、関係機関と連携しながら、研究・検討を進める。 基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。</p> <p>① 着上陸侵攻 ② ゲリラや特殊部隊による攻撃 ③ 弾道ミサイル攻撃 ④ 航空攻撃</p> <p>1 武力攻撃事態等 (1) 武力攻撃事態等の定義 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（以下、「事態対処法」という。）第2条による武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）の定義は、以下のとおりである。</p> <p>【武力攻撃事態】 武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態</p> <p>【武力攻撃予測事態】 武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態</p> <p>(2) （省略）</p> <p>(3) NBC攻撃の場合の対応 武力攻撃事態において、NBC攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃）が行われた場合は、それぞれの特徴に応じた特殊な対応に留意する必要がある。</p> <table border="1" data-bbox="139 1354 1285 1961"> <thead> <tr> <th>事態の類型</th> <th>特 徴 ・ 留 意 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>核兵器等</td> <td> <p>【想定される主な被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> 核爆発によって、熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。 放射性降下物（放射能をもった灰）は、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に被害が拡大する。 放射性降下物の皮膚への付着による外部被ばく、あるいは放射性降下物の吸飲や汚染された飲料水や食物の摂取による内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。 ダーティボムは、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。 <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。 避難に当たっては、風下方向を避け、手袋、帽子、ゴーグル、雨ガッパ等により、少なくとも放射性降下物の皮膚への付着を抑えるとともに、口及び鼻を汚染 </td> </tr> </tbody> </table>	事態の類型	特 徴 ・ 留 意 点	核兵器等	<p>【想定される主な被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> 核爆発によって、熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。 放射性降下物（放射能をもった灰）は、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に被害が拡大する。 放射性降下物の皮膚への付着による外部被ばく、あるいは放射性降下物の吸飲や汚染された飲料水や食物の摂取による内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。 ダーティボムは、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。 <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。 避難に当たっては、風下方向を避け、手袋、帽子、ゴーグル、雨ガッパ等により、少なくとも放射性降下物の皮膚への付着を抑えるとともに、口及び鼻を汚染 	<p>第5章 市保護計画が対象とする事態</p> <p>市保護計画においては、以下のとおり県保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。</p> <p>1 武力攻撃事態 市保護計画においては、武力攻撃事態として、県保護計画において想定されている事態を対象とする。 なお、市内における具体的な事態の想定については、今後県からの情報を踏まえ、関係機関と連携しながら、研究・検討を進める。 基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。</p> <p>① 着上陸侵攻 ② ゲリラや特殊部隊による攻撃 ③ 弾道ミサイル攻撃 ④ 航空攻撃</p> <p>1 武力攻撃事態等 (1) 武力攻撃事態等の定義 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（以下、「事態対処法」という。）第2条による武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）の定義は、以下のとおりである。</p> <p>【武力攻撃事態】 武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態</p> <p>【武力攻撃予測事態】 武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態</p> <p>(2) （省略）</p> <p>(3) NBC攻撃の場合の対応 武力攻撃事態において、NBC攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃）が行われた場合は、それぞれの特徴に応じた特殊な対応に留意する必要がある。</p> <table border="1" data-bbox="1421 1344 2567 1948"> <thead> <tr> <th>事態の類型</th> <th>特 徴 ・ 留 意 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>核兵器等</td> <td> <p>【想定される主な被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> 核爆発によって、熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。 放射性降下物（放射能をもった灰）は、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に被害が拡大する。 放射性降下物の皮膚への付着による外部被ばく、あるいは放射性降下物の吸飲や汚染された飲料水や食物の摂取による内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。 ダーティボムは、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。 <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。 避難に当たっては、風下方向を避け、手袋、帽子、ゴーグル、雨ガッパ等により、少なくとも放射性降下物の皮膚への付着を抑えるとともに、口及び鼻を汚染 </td> </tr> </tbody> </table>	事態の類型	特 徴 ・ 留 意 点	核兵器等	<p>【想定される主な被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> 核爆発によって、熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。 放射性降下物（放射能をもった灰）は、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に被害が拡大する。 放射性降下物の皮膚への付着による外部被ばく、あるいは放射性降下物の吸飲や汚染された飲料水や食物の摂取による内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。 ダーティボムは、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。 <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。 避難に当たっては、風下方向を避け、手袋、帽子、ゴーグル、雨ガッパ等により、少なくとも放射性降下物の皮膚への付着を抑えるとともに、口及び鼻を汚染 	<p>軽 微 (県計画に即した修正)</p>
事態の類型	特 徴 ・ 留 意 点									
核兵器等	<p>【想定される主な被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> 核爆発によって、熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。 放射性降下物（放射能をもった灰）は、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に被害が拡大する。 放射性降下物の皮膚への付着による外部被ばく、あるいは放射性降下物の吸飲や汚染された飲料水や食物の摂取による内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。 ダーティボムは、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。 <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。 避難に当たっては、風下方向を避け、手袋、帽子、ゴーグル、雨ガッパ等により、少なくとも放射性降下物の皮膚への付着を抑えるとともに、口及び鼻を汚染 									
事態の類型	特 徴 ・ 留 意 点									
核兵器等	<p>【想定される主な被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> 核爆発によって、熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。 放射性降下物（放射能をもった灰）は、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に被害が拡大する。 放射性降下物の皮膚への付着による外部被ばく、あるいは放射性降下物の吸飲や汚染された飲料水や食物の摂取による内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。 ダーティボムは、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。 <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。 避難に当たっては、風下方向を避け、手袋、帽子、ゴーグル、雨ガッパ等により、少なくとも放射性降下物の皮膚への付着を抑えるとともに、口及び鼻を汚染 									

南あわじ市国民保護計画 新旧対照表

現 行 計 画		変 更 案		判 定
	<p>されていないタオル等で保護するほか、汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるなど、<u>被爆</u>を防止することが重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射性ヨウ素による体内汚染が予想される場合は、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。 汚染地域への立入制限を確実にし、救急救助活動や医療活動に当たる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。 		<p>されていないタオル等で保護するほか、汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるなど、<u>被ばく</u>を防止することが重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射性ヨウ素による体内汚染が予想される場合は、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。 汚染地域への立入制限を確実にし、救急救助活動や医療活動に当たる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。 	軽 微 (用語修正)
生物兵器～化学兵器	(省略)	生物兵器～化学兵器	(省略)	
<p>2 緊急対処事態</p> <p>(1) 緊急対処事態の定義 事態対処法第25条による緊急対処事態の定義は、以下のとおりである。</p> <p>【緊急対処事態】 武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なもの</p> <p>(2) (省略)</p>		<p>2 緊急対処事態</p> <p><u>市保護計画においては、緊急対処事態として、県保護計画において想定されている事態を対象とする。</u></p> <p>(1) 緊急対処事態の定義 事態対処法第22条による緊急対処事態の定義は、以下のとおりである。</p> <p>【緊急対処事態】 武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なもの</p> <p>(2) (省略)</p>		軽 微 (県計画に即した修正)

南あわじ市国民保護計画 新旧対照表

現 行 計 画	変 更 案	判 定																		
<p style="text-align: center;">第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第1章 組織・体制の整備等 第1 市における組織・体制の整備</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。</p> </div> <p>1 市の各部課室における平素の業務</p> <p>市の各部課室は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を必要に応じて総務部防災課と協議して行う。</p> <p>※ 【市の各部課室における平素の業務】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">平素の業務（関係部課室等名）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・市協議会の運営に関すること ・市国民保護対策本部に関すること ・避難実施要領の策定に関すること ・物資及び資材の備蓄等に関すること ・国民保護措置についての訓練に関すること ・特殊標章等の交付等に関すること ・安否情報の収集体制の整備に関すること（市民課） ・住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること（情報課、CATV） ・避難施設の運営体制の整備に関すること（健康福祉部、教育委員会） ・高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること（健康福祉部） ・医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること（健康福祉部） ・廃棄物処理に関すること（生活環境課） ・復旧に関すること（農業振興部、都市整備部、上下水道部他） </td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 国民保護に関する業務の総括、各部課室間の調整、企画立案等については、総務部防災課長等の国民保護担当責任者が行う。</p>	平素の業務（関係部課室等名）	<ul style="list-style-type: none"> ・市協議会の運営に関すること ・市国民保護対策本部に関すること ・避難実施要領の策定に関すること ・物資及び資材の備蓄等に関すること ・国民保護措置についての訓練に関すること ・特殊標章等の交付等に関すること ・安否情報の収集体制の整備に関すること（市民課） ・住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること（情報課、CATV） ・避難施設の運営体制の整備に関すること（健康福祉部、教育委員会） ・高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること（健康福祉部） ・医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること（健康福祉部） ・廃棄物処理に関すること（生活環境課） ・復旧に関すること（農業振興部、都市整備部、上下水道部他） 	<p style="text-align: center;">第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第1章 組織・体制の整備等 第1 市における組織・体制の整備</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。</p> </div> <p>1 市の各部課室における平素の業務</p> <p>市の各部課室は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を必要に応じて危機管理部危機管理課と協議して行う。</p> <p>※ 【市の各部課室における平素の業務】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">平素の業務（関係部課室等名）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・市協議会の運営に関すること ・市国民保護対策本部に関すること ・避難実施要領の策定に関すること ・物資及び資材の備蓄等に関すること ・国民保護措置についての訓練に関すること ・特殊標章等の交付等に関すること ・安否情報の収集体制の整備に関すること（市民福祉部） ・住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること（総務企画部） ・避難施設の運営体制の整備に関すること（市民福祉部、教育委員会） ・災害時要援護者の安全確保及び支援体制の整備に関すること（市民福祉部） ・医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること（市民福祉部） ・廃棄物処理に関すること（市民福祉部） ・復旧に関すること（産業建設部、淡路広域水道企業団南あわじ市サービスセンター他） </td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 国民保護に関する業務の総括、各部課室間の調整、企画立案等については、危機管理部危機管理課長等の国民保護担当責任者が行う。</p>	平素の業務（関係部課室等名）	<ul style="list-style-type: none"> ・市協議会の運営に関すること ・市国民保護対策本部に関すること ・避難実施要領の策定に関すること ・物資及び資材の備蓄等に関すること ・国民保護措置についての訓練に関すること ・特殊標章等の交付等に関すること ・安否情報の収集体制の整備に関すること（市民福祉部） ・住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること（総務企画部） ・避難施設の運営体制の整備に関すること（市民福祉部、教育委員会） ・災害時要援護者の安全確保及び支援体制の整備に関すること（市民福祉部） ・医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること（市民福祉部） ・廃棄物処理に関すること（市民福祉部） ・復旧に関すること（産業建設部、淡路広域水道企業団南あわじ市サービスセンター他） 	<p>軽 微 (用語修正)</p>														
平素の業務（関係部課室等名）																				
<ul style="list-style-type: none"> ・市協議会の運営に関すること ・市国民保護対策本部に関すること ・避難実施要領の策定に関すること ・物資及び資材の備蓄等に関すること ・国民保護措置についての訓練に関すること ・特殊標章等の交付等に関すること ・安否情報の収集体制の整備に関すること（市民課） ・住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること（情報課、CATV） ・避難施設の運営体制の整備に関すること（健康福祉部、教育委員会） ・高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること（健康福祉部） ・医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること（健康福祉部） ・廃棄物処理に関すること（生活環境課） ・復旧に関すること（農業振興部、都市整備部、上下水道部他） 																				
平素の業務（関係部課室等名）																				
<ul style="list-style-type: none"> ・市協議会の運営に関すること ・市国民保護対策本部に関すること ・避難実施要領の策定に関すること ・物資及び資材の備蓄等に関すること ・国民保護措置についての訓練に関すること ・特殊標章等の交付等に関すること ・安否情報の収集体制の整備に関すること（市民福祉部） ・住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること（総務企画部） ・避難施設の運営体制の整備に関すること（市民福祉部、教育委員会） ・災害時要援護者の安全確保及び支援体制の整備に関すること（市民福祉部） ・医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること（市民福祉部） ・廃棄物処理に関すること（市民福祉部） ・復旧に関すること（産業建設部、淡路広域水道企業団南あわじ市サービスセンター他） 																				
<p>2 初動体制の整備</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) 職員の参集基準等 市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、地域防災計画に基づき定められた第1～3号までの職員配備表を用い、その参集基準を定める。</p> <p>【職員参集基準】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">配備態勢</th> <th style="text-align: center;">発令基準</th> <th style="text-align: center;">配備内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1号配備～ 第2号配備</td> <td style="text-align: center;">(省略)</td> <td style="text-align: center;">(省略)</td> </tr> <tr> <td>第3号配備</td> <td>① 市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合</td> <td>全職員を配置して、応急対策に万全を期して当たる態勢</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) (省略)</p>	配備態勢	発令基準	配備内容	第1号配備～ 第2号配備	(省略)	(省略)	第3号配備	① 市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	全職員を配置して、応急対策に万全を期して当たる態勢	<p>2 初動体制の整備</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) 職員の参集基準等 市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、地域防災計画に基づき定められた第1～3号までの職員配備表を用い、その参集基準を定める。</p> <p>【職員参集基準】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">配備態勢</th> <th style="text-align: center;">発令基準</th> <th style="text-align: center;">配備内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1号配備～ 第2号配備</td> <td style="text-align: center;">(省略)</td> <td style="text-align: center;">(省略)</td> </tr> <tr> <td>第3号配備</td> <td>① 市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合</td> <td>全職員を配置して、応急対策に万全を期してあたる態勢</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) (省略)</p>	配備態勢	発令基準	配備内容	第1号配備～ 第2号配備	(省略)	(省略)	第3号配備	① 市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	全職員を配置して、応急対策に万全を期してあたる態勢	<p>軽 微 (用語修正)</p>
配備態勢	発令基準	配備内容																		
第1号配備～ 第2号配備	(省略)	(省略)																		
第3号配備	① 市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	全職員を配置して、応急対策に万全を期して当たる態勢																		
配備態勢	発令基準	配備内容																		
第1号配備～ 第2号配備	(省略)	(省略)																		
第3号配備	① 市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	全職員を配置して、応急対策に万全を期してあたる態勢																		
<p>(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応</p>	<p>(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応</p>																			

南あわじ市国民保護計画 新旧対照表

現 行 計 画	変 更 案	判 定																					
<p>市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。</p> <p>なお、市対策本部長及び市対策副本部長の代替職員については、以下のとおりとする。</p> <p>【市対策本部長及び市対策副本部長の代替職員】</p> <table border="1" data-bbox="103 422 1285 569"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>代替職員（第1順位）</th> <th>代替職員（第2順位）</th> <th>代替職員（第3順位）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>助役</td> <td>収入役</td> <td>教育長</td> </tr> <tr> <td>助役</td> <td>収入役</td> <td>教育長</td> <td>総務部長</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6)～(7) (省略)</p> <p>3 消防機関の体制</p> <p>(1) 淡路広域消防事務組合消防本部における体制 淡路広域消防事務組合消防本部は、市における参集基準等と同様に、淡路広域消防事務組合消防本部における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、淡路広域消防事務組合消防本部における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における淡路広域消防事務組合消防本部との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>第2 関係機関との連携体制の整備</p> <p>1 基本的考え方 ～ 3 近接市との連携 (省略)</p> <p>4 指定公共機関等との連携</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 関係機関の計画との整合性の確保 市は、国、県、他の市、指定公共機関等その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。</p> <p>また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>5 市民との連携</p> <p>(1) 住民との連携 市は、県と協力しながら、住民に対し、共助意識のある地域コミュニティが形成されるよう、自治会、自主防災組織等が行う地域における自主的な活動への支援に努める。</p> <p>(2) ～(4) (省略)</p> <p>第3 通信の確保 (省略)</p> <p>第4 情報収集・提供等の体制整備</p> <p>1 基本的考え方</p> <p>(1) (省略)</p>	名称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）	市長	助役	収入役	教育長	助役	収入役	教育長	総務部長	<p>市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。</p> <p>なお、市対策本部長及び市対策副本部長の代替職員については、以下のとおりとする。</p> <p>【市対策本部長及び市対策副本部長の代替職員】</p> <table border="1" data-bbox="1371 422 2249 569"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>代替職員（第1順位）</th> <th>代替職員（第2順位）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>副市長</td> <td>総務企画部長</td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td>総務企画部長</td> <td>危機管理部長</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6)～(7) (省略)</p> <p>3 消防機関の体制</p> <p>(1) 淡路広域消防事務組合における体制 淡路広域消防事務組合は、市における参集基準等と同様に、淡路広域消防事務組合における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、淡路広域消防事務組合における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における淡路広域消防事務組合との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>第2 関係機関との連携体制の整備</p> <p>1 基本的考え方 ～ 3 近接市との連携 (省略)</p> <p>4 指定公共機関等との連携</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 医療機関との連携 市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院（淡路地域：県立淡路医療センター）、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。</p> <p>また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（公財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>5 市民との連携</p> <p>(1) 住民との連携 市は、県と協力しながら、住民に対し、共助意識のある地域コミュニティが形成されるよう、自治会、自主防災組織等が行う地域における自主的な活動への支援に努める。</p> <p>(2) ～(4) (省略)</p> <p>第3 通信の確保 (省略)</p> <p>第4 情報収集・提供等の体制整備</p> <p>1 基本的考え方</p> <p>(1) (省略)</p>	名称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	市長	副市長	総務企画部長	副市長	総務企画部長	危機管理部長	<p>軽 微 (用語修正)</p> <p>軽 微 (用語修正)</p> <p>軽 微 (県計画に即した修正)</p> <p>軽 微 (用語修正)</p>
名称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）																				
市長	助役	収入役	教育長																				
助役	収入役	教育長	総務部長																				
名称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）																					
市長	副市長	総務企画部長																					
副市長	総務企画部長	危機管理部長																					

南あわじ市国民保護計画 新旧対照表

現 行 計 画	変 更 案	判 定																												
<p>(2) 体制の整備に当たっての留意事項 体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。 また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="65 556 1285 655"> <p>施設・設備面</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備について検討を図る。 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。 </td> <td data-bbox="1332 556 2552 655"> <p>施設・設備面</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備について検討を図る。 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="65 884 1285 1045"> <p>運用面</p> <ul style="list-style-type: none"> 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。 </td> <td data-bbox="1332 884 2552 1045"> <p>運用面</p> <ul style="list-style-type: none"> 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="65 1056 1285 1192"> <ul style="list-style-type: none"> 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。 </td> <td data-bbox="1332 1056 2552 1192"> <ul style="list-style-type: none"> 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="65 1203 1285 1339"> <ul style="list-style-type: none"> 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。 </td> <td data-bbox="1332 1203 2552 1339"> <ul style="list-style-type: none"> 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="65 1350 1285 1402"> <ul style="list-style-type: none"> 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。 </td> <td data-bbox="1332 1350 2552 1402"> <ul style="list-style-type: none"> 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="65 1413 1285 1486"> <ul style="list-style-type: none"> 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。 </td> <td data-bbox="1332 1413 2552 1486"> <ul style="list-style-type: none"> 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="65 1497 1285 1591"> <ul style="list-style-type: none"> 市民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、<u>高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者</u>に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。 </td> <td data-bbox="1332 1497 2552 1591"> <ul style="list-style-type: none"> 市民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、<u>災害時要援護者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者</u>に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。 </td> </tr> </table>	<p>施設・設備面</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備について検討を図る。 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。 	<p>施設・設備面</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備について検討を図る。 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。 	<p>運用面</p> <ul style="list-style-type: none"> 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。 	<p>運用面</p> <ul style="list-style-type: none"> 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、<u>高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者</u>に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、<u>災害時要援護者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者</u>に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。 	<p>(2) 体制の整備に当たっての留意事項 体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。 また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1332 556 2552 655"> <p>施設・設備面</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備について検討を図る。 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。 </td> <td data-bbox="2602 220 2890 1600"> <p>軽微 (用語修正)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1332 884 2552 1045"> <p>運用面</p> <ul style="list-style-type: none"> 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。 </td> <td data-bbox="2602 884 2890 1600"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1332 1056 2552 1192"> <ul style="list-style-type: none"> 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。 </td> <td data-bbox="2602 884 2890 1600"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1332 1203 2552 1339"> <ul style="list-style-type: none"> 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。 </td> <td data-bbox="2602 884 2890 1600"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1332 1350 2552 1402"> <ul style="list-style-type: none"> 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。 </td> <td data-bbox="2602 884 2890 1600"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1332 1413 2552 1486"> <ul style="list-style-type: none"> 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。 </td> <td data-bbox="2602 884 2890 1600"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1332 1497 2552 1591"> <ul style="list-style-type: none"> 市民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、<u>災害時要援護者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者</u>に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。 </td> <td data-bbox="2602 884 2890 1600"> <p>軽微 (用語修正)</p> </td> </tr> </table>	<p>施設・設備面</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備について検討を図る。 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。 	<p>軽微 (用語修正)</p>	<p>運用面</p> <ul style="list-style-type: none"> 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。 		<ul style="list-style-type: none"> 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。 		<ul style="list-style-type: none"> 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。 		<ul style="list-style-type: none"> 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。 		<ul style="list-style-type: none"> 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。 		<ul style="list-style-type: none"> 市民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、<u>災害時要援護者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者</u>に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。 	<p>軽微 (用語修正)</p>	<p>軽微 (用語修正)</p>
<p>施設・設備面</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備について検討を図る。 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。 	<p>施設・設備面</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備について検討を図る。 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。 																													
<p>運用面</p> <ul style="list-style-type: none"> 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。 	<p>運用面</p> <ul style="list-style-type: none"> 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。 																													
<ul style="list-style-type: none"> 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。 																													
<ul style="list-style-type: none"> 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。 																													
<ul style="list-style-type: none"> 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。 																													
<ul style="list-style-type: none"> 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。 																													
<ul style="list-style-type: none"> 市民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、<u>高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者</u>に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、<u>災害時要援護者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者</u>に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。 																													
<p>施設・設備面</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備について検討を図る。 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。 	<p>軽微 (用語修正)</p>																													
<p>運用面</p> <ul style="list-style-type: none"> 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。 																														
<ul style="list-style-type: none"> 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。 																														
<ul style="list-style-type: none"> 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。 																														
<ul style="list-style-type: none"> 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。 																														
<ul style="list-style-type: none"> 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。 																														
<ul style="list-style-type: none"> 市民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、<u>災害時要援護者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者</u>に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。 	<p>軽微 (用語修正)</p>																													
<p>2 警報等の伝達に必要な準備</p> <p>(1) 警報の伝達体制の整備 市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、<u>高齢者、障害者、外国人等</u>に対する伝達に配慮する。</p> <p>(2) 市民に対する情報伝達手段の整備 市は、市民に対する情報伝達手段として、CATV等のメディアを<u>活用したり</u>、アマチュア無線等の</p>	<p>2 警報等の伝達に必要な準備</p> <p>(1) 警報の伝達体制の整備 市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、<u>災害時要援護者</u>に対する伝達に配慮する。</p> <p>(2) 市民に対する情報伝達手段の整備 市は、市民に対する情報伝達手段として、<u>防災行政無線（同報系）のみならず</u>、CATV等のメディ</p>	<p>軽微 (県計画に即した修正)</p> <p>軽微</p>																												

南あわじ市国民保護計画 新旧対照表

現 行 計 画	変 更 案	判 定
<p>情報ボランティアの協力を得たりする^アなどして、多様な通信連絡手段の整備充実に努める。</p> <p>また、携帯電話のメール機能を利用し、災害時等に緊急情報（地震情報、津波情報、気象情報）や避難情報を発信する「ひょうご防災ネット」に参画し、市民への適切な情報伝達に努める。</p> <p>(3) <u>全国瞬時警報システムと連動するCATV及び防災行政無線の整備</u> 市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となるCATV及び同報系その他の防災行政無線の整備については、国が衛星通信ネットワークを通じて直接市町村の同報系防災行政無線を起動し、サイレン吹鳴等を行う全国瞬時警報システム（J-ALERT）の開発・整備状況を勘案しながら、整備を図る。</p> <p>(4) 県警察との連携 （省略）</p> <p>(5)～(7) （省略）</p> <p>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備</p> <p>(1) 安否情報の種類及び報告様式 市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、県に報告する。</p>	<p><u>ア</u>の活用^ア、アマチュア無線等の情報ボランティアの協力を得る^アなどして、多様な通信連絡手段の整備充実に努める。</p> <p>また、携帯電話のメール機能を利用し、災害時等に緊急情報（地震情報、津波情報、気象情報）や避難情報を発信する「ひょうご防災ネット」に参画し、市民への適切な情報伝達に努める。</p> <p>(3) <u>全国瞬時警報システム（Jアラート）の活用</u> 弾道ミサイル情報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報については、国から住民まで瞬時に伝達するシステムである全国瞬時警報システム（Jアラート）により情報伝達される。なお、情報伝達手段については、携帯電話等に配信される緊急速報メール等も活用し、住民へ迅速かつ確実に情報を伝達する。</p> <p>(4) 県警察等との連携 （省略）</p> <p>(5)～(7) （省略）</p> <p>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備</p> <p>(1) 安否情報の種類及び報告様式 市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報報告書の様式により、原則として、安否情報システムを用いて、県に報告する。</p>	<p>（県計画に即した修正）</p> <p>軽 微 （県計画に即した修正）</p> <p>軽 微 （用語の修正）</p>

南あわじ市国民保護計画 新旧対照表

現 行 計 画	変 更 案	判 定
---------	-------	-----

【収集・報告すべき情報】

- 1 避難住民（負傷した住民も同様）
- ① 氏名
 - ② 出生の年月日
 - ③ 男女の別
 - ④ 住所
 - ⑤ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）
 - ⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
 - ⑦ 居所
 - ⑧ 負傷又は疾病の状況
 - ⑨ ⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
- 2 死亡した住民
（上記①～⑥に加えて）
- ⑩ 死亡の日時、場所及び状況
 - ⑪ 死体の所在

【収集・報告すべき情報】（令23 I・II・24 I）

様式第1号（第1条関係）
安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）
記入日時（年 月 日 時 分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む。）	
⑥国籍	日本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨負傷又は疾病の状況	
⑩現在の居所	
⑪連絡先その他必要情報	
⑫親族・同居者からの照会があれば、①～⑩を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※備考	

- (注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救護（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。
- (注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。
- (注3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。
- (注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

軽 微
(県計画に即した修正)

南あわじ市国民保護計画 新旧対照表

現 行 計 画	変 更 案	判 定																																
	<p>様式第2号（第1条関係） 安否情報収集様式（死亡住民） 記入日時（年 月 日 時 分）</p> <table border="1"> <tr><td>①氏名</td><td></td></tr> <tr><td>②フリガナ</td><td></td></tr> <tr><td>③出生の年月日</td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>④男女の別</td><td>男 女</td></tr> <tr><td>⑤住所（郵便番号を含む。）</td><td></td></tr> <tr><td>⑥国籍</td><td>日本 その他（ ）</td></tr> <tr><td>⑦その他個人を識別するための情報</td><td></td></tr> <tr><td>⑧死亡の日時、場所及び状況</td><td></td></tr> <tr><td>⑨遺体が安置されている場所</td><td></td></tr> <tr><td>⑩連絡先その他必要情報</td><td></td></tr> <tr><td>⑪①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意</td><td>同意する 同意しない</td></tr> <tr><td>※備考</td><td></td></tr> </table> <p>（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑩の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。</p> <p>（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。</p> <p>（注3）「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。</p> <p>（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄に併記入願います。</p> <table border="1"> <tr><td>⑪の同意回答者名</td><td></td><td>連絡先</td><td></td></tr> <tr><td>同意回答者住所</td><td></td><td>続柄</td><td></td></tr> </table> <p>（注5）⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。</p>	①氏名		②フリガナ		③出生の年月日	年 月 日	④男女の別	男 女	⑤住所（郵便番号を含む。）		⑥国籍	日本 その他（ ）	⑦その他個人を識別するための情報		⑧死亡の日時、場所及び状況		⑨遺体が安置されている場所		⑩連絡先その他必要情報		⑪①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない	※備考		⑪の同意回答者名		連絡先		同意回答者住所		続柄		<p>軽微 (県計画に即した修正)</p>
①氏名																																		
②フリガナ																																		
③出生の年月日	年 月 日																																	
④男女の別	男 女																																	
⑤住所（郵便番号を含む。）																																		
⑥国籍	日本 その他（ ）																																	
⑦その他個人を識別するための情報																																		
⑧死亡の日時、場所及び状況																																		
⑨遺体が安置されている場所																																		
⑩連絡先その他必要情報																																		
⑪①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない																																	
※備考																																		
⑪の同意回答者名		連絡先																																
同意回答者住所		続柄																																
(2)~(3) (省略)	(2)~(3) (省略)																																	

南あわじ市国民保護計画 新旧対照表

現 行 計 画	変 更 案	判 定
---------	-------	-----

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

平成 年 月 日

時 分

南 あ わ じ 市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 平成 年 月 日

(2) 発生場所 南あわじ市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重症	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村	年月日	性別	年齢	概 況

(2) (省略)

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

年 月 日

時 分

南 あ わ じ 市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 年 月 日

(2) 発生場所 南あわじ市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	大規模半壊	
			重症	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村	年月日	性別	年齢	概 況

(2) (省略)

軽 微
(用語修正)

南あわじ市国民保護計画 新旧対照表

現 行 計 画	変 更 案	判 定
<p>第5 研修及び訓練</p> <p>1 研修 (省略)</p> <p>2 訓練</p> <p>(1) 市における訓練の実施 市は、近隣市、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、<u>県警察、神戸海上保安部等、自衛隊等との連携を図る。</u></p> <p>(2) 訓練の形態及び項目 訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。 また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。 ① 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練 ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練 ③ 避難誘導訓練及び救援訓練</p> <p>(3) 訓練に当たっての留意事項 ① (省略) ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会及び自主防災組織の協力を求めるとともに、特に<u>高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応</u>が図られるよう留意する。 ③～⑥ (省略)</p>	<p>第5 研修及び訓練</p> <p>1 研修 (省略)</p> <p>2 訓練</p> <p>(1) 市における訓練の実施 市は、近隣市、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、<u>県警察、神戸海上保安部等、自衛隊等関係機関との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。</u></p> <p>(2) 訓練の形態及び項目 訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。 また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。 ① 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練 ② 警報・避難の指示等の内容の<u>通知・伝達</u>訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練 ③ 避難誘導訓練及び救援訓練</p> <p>(3) 訓練に当たっての留意事項 ① (省略) ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会及び自主防災組織の協力を求めるとともに、特に<u>災害時要援護者への的確な対応</u>が図られるよう留意する。 ③～⑥ (省略)</p>	<p>軽 微 (県計画に即した修正)</p> <p>軽 微 (県計画に即した修正)</p> <p>軽 微 (用語修正)</p>

南あわじ市国民保護計画 新旧対照表

現 行 計 画	変 更 案	判 定
<p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>1 避難に関する基本的事項 (1)～(2) (省略)</p> <p>(3) <u>高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮</u> ① <u>避難支援プランの活用</u> 市は、避難住民の誘導に当たっては、<u>高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難</u>について、自然災害時への対応として作成する<u>避難支援プラン</u>を活用しつつ、災害時要援護者の避難対策を講じる。<u>その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「災害時要援護者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。</u></p> <p>② <u>高齢者、障害者等の日常的把握</u> 市は、自らが管理する病院及び社会福祉等における入院患者数及び入所者数を把握するとともに、民間が管理する病院等についても、関係団体の協力を得ながら、これらの把握に努める。また、個人情報への取扱いに注意しつつ、民生委員・児童委員、訪問介護者、自主防災組織、ボランティア、自治会等の協力を得て、<u>高齢者、障害者等の状況</u>を把握し、コミュニティファイル等を作成しておくなど、地域コミュニティが一体となって武力攻撃事態等発生時に迅速な対応ができるよう、体制整備に努める。</p> <p>③ <u>情報伝達方法の整備</u> 市は、音声情報や文字情報など、<u>高齢者、障害者等のニーズ</u>に応じた複数の情報伝達手段の整備や手話通訳者の確保に努める。 また、日本語の理解が十分でない外国人に対して、インターネット等を用いた外国語による情報伝達手段の確保に努める。</p> <p>④ <u>緊急通報システムの整備</u> 市は、<u>高齢者、障害者等</u>と淡路広域消防事務組合<u>消防本部</u>の間の緊急通報システムの周知に努めるとともに、福祉担当部局と当該消防本部との連携を図るなど、その的確な運用に努める。</p> <p>⑤ <u>運送手段の確保等</u> 市は、運送事業者や社会福祉施設等を保有する車両のうち、<u>高齢者、障害者、傷病者等</u>に配慮した機能を有するものを、あらかじめ把握する。 また、その保有するバス及び福祉用車両など、避難住民の運送に使用できる車両について定めておき、自ら避難することが困難な者の運送手段として優先的に利用する。</p> <p>(4)～(5) (省略)</p> <p>2 避難実施要領のパターンの作成</p> <p>市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、神戸海上保安部等、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。 この場合において、自治会、事業所等を単位として避難住民の誘導を行うとともに、<u>高齢者、障害者、乳幼児等</u>自ら避難することが困難な者の避難方法について配慮する。</p> <p>3 救援に関する基本的事項 (省略)</p> <p>4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等 (1)～(2) (省略)</p>	<p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>1 避難に関する基本的事項 (1)～(2) (省略)</p> <p>(3) 災害時要援護者への配慮 ① <u>個別支援計画の活用</u> 市は、避難住民の誘導に当たっては、<u>災害時要援護者の避難</u>について、自然災害時への対応として作成する<u>個別支援計画</u>を活用しつつ、災害時要援護者の避難対策を講じる。</p> <p>② <u>災害時要援護者の日常的把握</u> 市は、自らが管理する病院及び社会福祉等における入院患者数及び入所者数を把握するとともに、民間が管理する病院等についても、関係団体の協力を得ながら、これらの把握に努める。 また、個人情報の取扱いに注意しつつ、民生委員・児童委員、訪問介護者、自主防災組織、ボランティア、自治会等の協力を得て、<u>災害時要援護者の状況</u>を把握し、コミュニティファイル等を作成しておくなど、地域コミュニティが一体となって武力攻撃事態等発生時に迅速な対応ができるよう、体制整備に努める。</p> <p>③ <u>情報伝達方法の整備</u> 市は、音声情報や文字情報など、<u>災害時要援護者のニーズ</u>に応じた複数の情報伝達手段の整備や手話通訳者の確保に努める。 また、日本語の理解が十分でない外国人に対して、インターネット等を用いた外国語による情報伝達手段の確保に努める。</p> <p>④ <u>緊急通報システムの整備</u> 市は、<u>災害時要援護者</u>と淡路広域消防事務組合の間の緊急通報システムの周知に努めるとともに、福祉担当部局と当該消防本部との連携を図るなど、その的確な運用に努める。</p> <p>⑤ <u>運送手段の確保等</u> 市は、運送事業者や社会福祉施設等を保有する車両のうち、<u>災害時要援護者</u>に配慮した機能を有するものを、あらかじめ把握する。 また、その保有するバス及び福祉用車両など、避難住民の運送に使用できる車両について定めておき、自ら避難することが困難な者の運送手段として優先的に利用する。</p> <p>(4)～(5) (省略)</p> <p>2 避難実施要領のパターンの作成</p> <p>市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、神戸海上保安部等、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。 この場合において、自治会、事業所等を単位として避難住民の誘導を行うとともに、<u>災害時要援護者等</u>自ら避難することが困難な者の避難方法について配慮する。</p> <p>3 救援に関する基本的事項 (省略)</p> <p>4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等 (1)～(2) (省略)</p>	<p>軽 微 (用語修正)</p> <p>軽 微 (用語修正)</p> <p>軽 微 (用語修正)</p>

南あわじ市国民保護計画 新旧対照表

現 行 計 画	変 更 案	判 定
---------	-------	-----

(3) ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用等
市は、県が指定するヘリコプター臨時離着陸場適地について、その活用を図り航空輸送を確保する。
(資料) 【ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧】

名 称	敷地面積	T E L
サンライズ淡路グラウンド	8,888 m ²	45-1411
西淡グラウンド	13,546 m ²	36-2027
ファームパークイングランドの丘	8,000 m ²	43-5025
南あわじ市企業団地	9,600 m ²	37-3012
三原健康広場グラウンド	18,200 m ²	42-5630
B & Gグラウンド	21,000 m ²	52-0426
沼島スポーツセンターグラウンド	4,000 m ²	

(4) (省略)

5 一時集合場所の選定 ~ 6 避難施設の指定への協力 (省略)

7 医療体制の整備

市は、民間の医療機関を含むその区域における医療資源を把握し、救護所の設置、救護班の要請及び受け入れ、被災患者の受け入れ、医療機関相互の応援など、特に初動期の対応が迅速に行えるよう、平素から災害拠点病院、地域の基幹病院、医師会等との連携を図る。

8 生活関連等施設の把握等 (省略)

(3) ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用等
市は、県が指定するヘリコプター臨時離着陸場適地について、その活用を図り航空輸送を確保する。
(資料) 【ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧】

名 称	敷地面積	T E L
淡路ふれあい公園第2芝生グラウンド	7,200 m ²	45-1411
西淡グラウンド	16,300 m ²	36-2027
淡路ファームパークイングランドの丘第3駐車場	8,400 m ²	43-5240
(削除)	(削除)	(削除)
B & G海洋センターグラウンド	22,500 m ²	52-2404
三原健康広場グラウンド	21,700 m ²	42-5630
淡路ふれあい公園芝生広場	3,000 m ²	45-1411
沼島グラウンド	4,000 m ²	
文化体育館多目的広場	15,700 m ²	50-5077
阿万スポーツセンターグラウンド	11,100 m ²	55-0652
沼島ヘリポート	900 m ²	

(4) (省略)

5 一時集合場所の選定 ~ 6 避難施設の指定への協力 (省略)

7 医療体制の整備

市は、民間の医療機関を含むその区域における医療資源を把握し、救護所の設置、救護班の要請及び受け入れ、被災患者の受け入れ、医療機関相互の応援など、特に初動期の対応が迅速に行えるよう、平素から災害拠点病院(県立淡路医療センター)、地域の基幹病院、医師会等との連携を図る。

8 生活関連等施設の把握等 (省略)

軽 微
(用語修正)

軽 微
(県計画に即した修正)

南あわじ市国民保護計画 新旧対照表

現 行 計 画	変 更 案	判 定
<p>第3章 物資及び資材の備蓄、整備</p> <p>市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。</p> <p>1 市における備蓄</p> <p>(1) 防災のための備蓄との関係 住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、市は、これらについては、地域防災計画に定めている備蓄体制を踏まえ、備蓄する。</p> <p>【地域防災計画に定めている備蓄体制等】</p> <p>第2 備蓄体制の整備</p> <p>災害時は、市場流通が混乱し、物資が入手困難になることが予想される。流通機能がある程度回復するまで、必要な食料、生活必需品及び応急活動用資機材を自力で確保しなければならない。そのためには、備蓄体制の整備が必要である。</p> <p>1 市民の対策</p> <p>市民は、各家庭や職場で平時から最低限の水と食料について3日分備蓄を行うとともに、衣服、貴重品、非常用物資（懐中電灯・ラジオ・水筒等）を避難に際しての非常持ち出し品として用意しておくなど、各人が必要な当座の物資は自分たちで確保しておくものとし、市は、自治会や自主防災組織を通じてその周知徹底に努める。</p> <p>2 備蓄方針</p> <p>市においては、<u>想定避難者数の2日分（1人1日3食）の備蓄を、現物備蓄と各流通機関あるいは県との協力により整備する。市が指定する避難所の収容可能人数は概ね10,000人であるため、1人1日3食として、30,000食を備蓄目標とする。</u></p>	<p>第3章 物資及び資材の備蓄、整備</p> <p>市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。</p> <p>1 市における備蓄</p> <p>(1) 防災のための備蓄との関係 住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、市は、これらについては、地域防災計画に定めている備蓄体制を踏まえ、備蓄する。</p> <p>【地域防災計画に定めている備蓄体制等】</p> <p>第2 備蓄体制の整備 【危機管理部、産業建設部】</p> <p>災害時は、市場流通が混乱し、物資が入手困難になることが予想される。流通機能がある程度回復するまで、必要な食料、生活必需品及び応急活動用資機材を自力で確保しなければならない。そのためには、備蓄体制の整備を行うとともに流通業者等との協定締結による流通備蓄の確保を図る。</p> <p>1 市民の対策</p> <p>市民は、各家庭や職場で平時から最低限の水と食料について<u>最低3日間分、できれば、1週間分程度の備蓄を行うとともに</u>、衣服、貴重品、非常用物資（懐中電灯・ラジオ・水筒等）を避難に際しての非常持ち出し品として用意しておくなど、各人が必要な当座の物資は自分たちで確保しておくものとし、市は、自治会や自主防災組織を通じてその周知徹底に努める。</p> <p>2 備蓄方針</p> <p>市は、<u>想定避難者数、概ね1万人の3日間分（9万食）の備蓄を、現物備蓄（1日分3万食）及び流通在庫備蓄（2日分6万食）で整備する。</u></p> <p><u>ただし、南海トラフ巨大地震等の流通在庫備蓄の調達が困難と予想される広域災害に備えて、流通在庫備蓄にて対応する物資量6万食相当分も現物備蓄をするように整備していく。</u></p>	<p>軽 微 (用語修正)</p>

南あわじ市国民保護計画 新旧対照表

現 行 計 画

変 更 案

判 定

(1) 災害に備えて緊急用食料、生活必需品、資機材等の備蓄を図る。

市民による備蓄	行政による備蓄	
	市	県
1人3日分 (現物備蓄)	被災者の1日分相当量 (現物備蓄)	
	被災者の1日分相当量 (現物又は流通在庫備蓄)	
		被災者の1日分相当量 (現物又は流通在庫備蓄)
3日分	2日分	1日分

(注) 矢印は不足が生じた場合、カバーする手順を示す。

(2) 備蓄物資のうち、耐用年数、賞味期限のあるものは、随時入替えを行う。

(3) 災害が発生した場合、災害応急対策、災害復旧に使用できるよう、常時点検・整備を実施する。今後、備蓄を検討する食料、生活必需品は、次のとおりである。

① 備蓄品の目標数量

住民による備蓄	行政による備蓄	
	市	県
1人3日分※1 (現物備蓄)	被災者の1日分相当量 (現物備蓄)	
	被災者の2日分相当量 (流通在庫備蓄 ※2)	
		被災者の1日分相当量 (現物又は流通在庫備蓄)
3日分	3日分	1日分

※1 可能な限り1週間分程度の備えを目指す。

※2 広域災害に備え相当分の現物備蓄をすすめる。

(注) 矢印は不足が生じた場合、カバーする手順を示す。

南あわじ市国民保護計画 新旧対照表

現 行 計 画

変 更 案

判 定

【備蓄品目・備蓄数量等】

	備蓄品名	保存年数	備蓄目標数量
1	アルファ化米	5	50,000 食
2	飲料水 (2ℓ)	12	6,900 本
3	リッツ缶	5	335 箱
4	備蓄素麺 (5 束×20 入り)	4	300 箱
5	毛布	ニ	10,000 枚
6	発電機	ニ	50 台
7	ガソリン携行缶	ニ	41 個
8	ガソリン缶詰 (1ℓ)	3	500 缶
9	救急箱	3 (消毒関係)	51 箱
10	簡易トイレ	ニ	100 台
11	ベントリーテント	ニ	100 台
12	トイレ処理袋	ニ	20,400 回分
13	幼児用おむつ S	ニ	2,400 枚
14	幼児用おむつ M	ニ	2,000 枚
15	幼児用おむつ L	ニ	2,000 枚
16	大人用おむつ M	ニ	1,000 枚
17	大人用おむつ L	ニ	1,000 枚
18	ナプキン	ニ	6,000 枚
19	幼児用粉ミルク		48 缶
20	哺乳瓶		1,200 本
21	投光器	ニ	52 台
22	サークルライト	ニ	54 台
23	ランタン・懐中電灯	ニ	67 個
24	メガホン	ニ	32 個

現 行 計 画	変 更 案	判 定
<p>3 防災備蓄倉庫及び備蓄品の整備</p> <p>兵庫県が災害に備えて整備する淡路広域防災拠点整備事業に協力する。また、指定避難所には、年次計画のもと備品・資機材の充実に努める。災害に備えて備蓄倉庫を整備し、次のとおり備蓄品の整備に努める。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">品 目 例</p> <p>飲料水、炊き出し用米穀、パン、育児用調整乳、麺類、缶詰類、毛布、下着、タオル、マスク、カセットコンロ、ほ乳瓶、簡易トイレ、トイレットペーパー、ポリ袋、ポリバケツ、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ等</p> </div> <p>4 備蓄又は物資供給協定の締結促進</p> <p>地震災害により、多くの避難者が生じ避難期間が長期化する場合を想定し、あらかじめ近隣等の市町との相互支援協定や民間との物資供給協定を結ぶことが必要である。</p> <p>(1) 近隣等の市町との相互協定</p> <p>局地災害に備えて近隣の市町、また、広域災害に備えて県外を含む遠隔の市町と備蓄若しくは物資供給のための協定を結ぶことを検討する。</p> <p>(2) 民間協定</p> <p>地震災害に備えて、食料・日用品等に関して、在庫の優先的供給を受ける等協力業務の内容、協力方法等について、関係各種団体・企業等と協議する。</p>	<p>3 防災備蓄倉庫及び備蓄品の整備</p> <p>指定避難所には、年次計画のもと備品・資機材の充実に努める。災害に備えて備蓄倉庫を整備し、次のとおり備蓄品の整備に努める。</p> <p>(1) <u>災害に備えて緊急用食料、生活用品、資機材等の備蓄を図る。</u></p> <p>(2) <u>備蓄物資のうち、耐用年数、賞味期限のあるものは、随時入替えを行う。</u></p> <p>(3) <u>災害が発生した場合、災害応急対策、災害復旧に使用できるよう、常時点検・整備を実施する。今後、備蓄を検討する食料、生活必需品は、次のとおりである。なお、品目等の選定にあたっては、女性、子育て世帯、高齢者、病人等への配慮を行う。</u></p> <p>(4) <u>食料の備蓄、輸送、配食等にあたっては、管理栄養士等の活用を図る。また、併せて、宗教等食習慣の違いに配慮できる体制を整備する。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">品 目 例</p> <p>飲料水、炊き出し用米穀、パン、育児用調整乳、麺類、缶詰類、毛布、下着、タオル、マスク、カセットコンロ、ほ乳瓶、簡易トイレ、トイレットペーパー、ポリ袋、ポリバケツ、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ、<u>高齢者用食、アレルギー対応食、腎臓疾患患者用低たんぱく食等</u></p> </div> <p>4 備蓄又は物資供給協定の締結促進</p> <p>災害により、多くの避難者が生じ避難期間が長期化する場合を想定し、あらかじめ近隣等の市町との相互支援協定や民間との物資供給協定を結ぶことが必要である。</p> <p>(1) 近隣等の市町との相互協定</p> <p>局地災害に備えて近隣の市町、また、広域災害に備えて県外を含む遠隔の市町と備蓄若しくは物資供給のための協定を結ぶことを検討する。</p> <p>(2) 民間協定</p> <p>災害に備えて、食料・日用品等に関して、在庫の優先的供給を受ける等協力業務の内容、協力方法等について、関係各種団体・企業等と協議する。</p> <p>5 プッシュ型支援への対応</p> <p><u>県、国等は、被災地が情報の寸断等により、ニーズの把握が困難な状況を想定して、要請を待たずに、被災地の状況を想定して支援を行うプッシュ型支援を行う。</u></p> <p><u>その場合において、よりの確で効果的な支援を受けることができるよう、市は、日頃から備蓄体制、輸送拠点等について、県と情報を共有しておく。</u></p>	<p style="text-align: center;">軽 微 (用語修正)</p> <p style="text-align: center;">軽 微 (用語修正)</p>

南あわじ市国民保護計画 新旧対照表

現 行 計 画	変 更 案	判 定
<p>(2) ～(3) (省略)</p> <p>2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等</p> <p>(1) ～(3) (省略)</p>	<p>(2) ～(3) (省略)</p> <p>2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等</p> <p>(1) ～(3) (省略)</p>	
<p>第4章 国民保護に関する啓発 (省略)</p> <p>1 国民保護措置に関する啓発</p> <p>(1) 啓発の方法 市は、国及び県と連携しつつ、市民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、市民向けの研修会、講演会等を実施する。また、<u>高齢者、障害者、外国人等</u>に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する市民への浸透を図る。</p> <p>(2)～(3) (省略)</p> <p>2 武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) 市は、日本赤十字社、県、淡路広域消防事務組合消防本部などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。</p> <p>(4) (省略)</p>	<p>第4章 国民保護に関する啓発 (省略)</p> <p>1 国民保護措置に関する啓発</p> <p>(1) 啓発の方法 市は、国及び県と連携しつつ、市民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、市民向けの研修会、講演会等を実施する。また、<u>災害時要援護者</u>に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する市民への浸透を図る。</p> <p>(2)～(3) (省略)</p> <p>2 武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発 (省略)</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) 市は、日本赤十字社、県、淡路広域消防事務組合などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。</p> <p>(4) (省略)</p>	<p>軽 微 (用語修正)</p> <p>軽 微 (用語修正)</p>

現 行 計 画	変 更 案	判 定
---------	-------	-----

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊されたりするなど具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、市の初動体制について、以下のとおり定める。

1 危機管理対策本部等の設置

市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合には、速やかに県及び県警察に連絡を行うとともに、「危機管理対策本部（本部長：市長）」又は「危機管理連絡会議（会長：市長）」を、それぞれ以下の基準により設置する。

なお、住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告するとともに、淡路広域消防事務組合消防本部においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立する。

第3編 武力攻撃事態等への対処

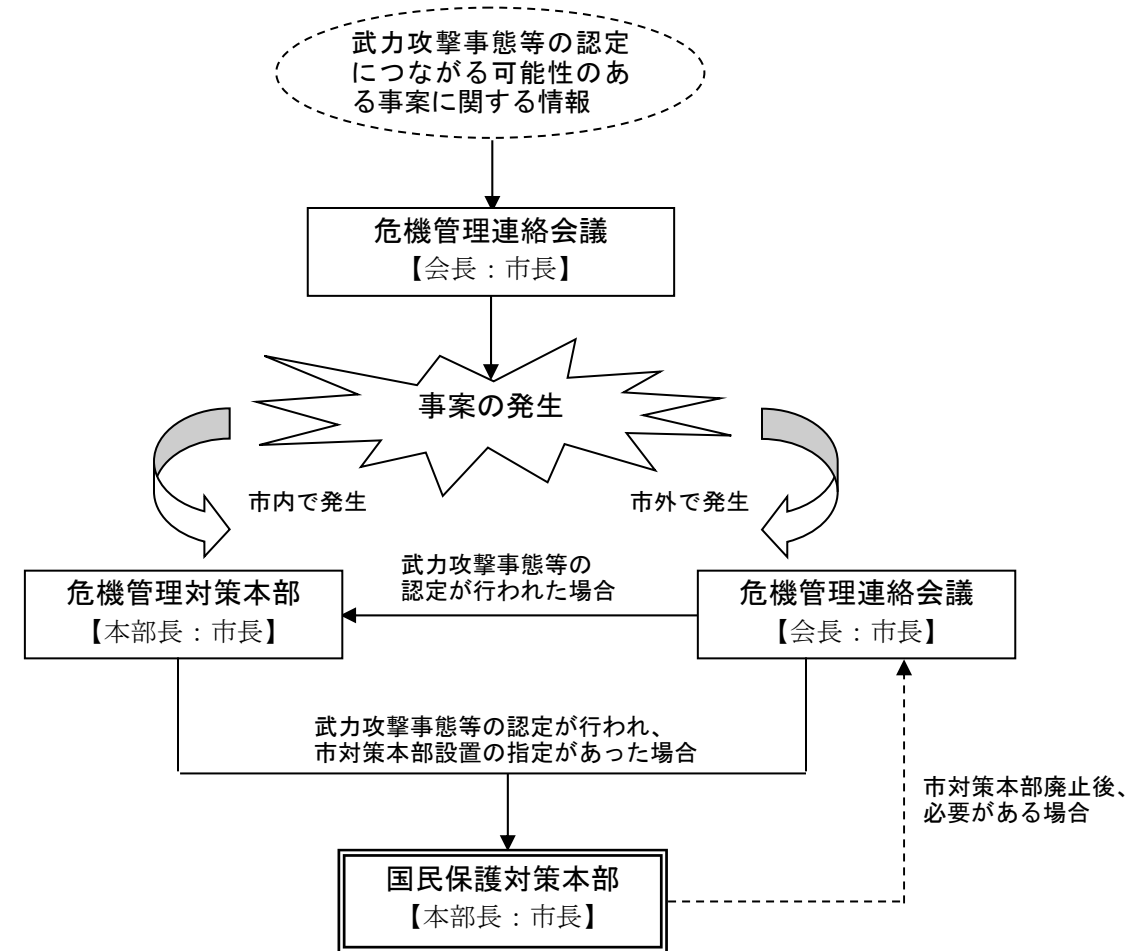
第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊されたりするなど具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、市の初動体制について、以下のとおり定める。

【組織設置のフロー図】



1 危機管理対策本部等の設置

市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合には、速やかに県及び県警察に連絡を行うとともに、「危機管理対策本部（本部長：市長）」又は「危機管理連絡会議（会長：市長）」を、それぞれ以下の基準により設置する。

なお、住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告するとともに、淡路広域消防事務組合においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立する。

軽微
(県計画に即した修正)

軽微
(用語修正)

南あわじ市国民保護計画 新旧対照表

現 行 計 画	変 更 案	判 定																																
<p>(1) 危機管理対策本部 ① (省略)</p> <p>② 組織構成</p> <table border="1" data-bbox="103 352 1110 642"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>助役</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>収入役、教育長、総務部長、財務部長、市民生活部長、健康福祉部長、産業振興部長、農業振興部長、都市整備部長、上下水道部長、教育部長、緑総合窓口センター所長、西淡総合窓口センター所長、三原総合窓口センター所長、南淡総合窓口センター所長、消防長、消防団長</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ (省略)</p> <p>(2) 危機管理連絡会議 ① (省略)</p> <p>② 組織構成</p> <table border="1" data-bbox="89 900 1056 1094"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会長</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td>副会長</td> <td>助役</td> </tr> <tr> <td>構成員</td> <td>総務部長、総務部次長、市長公室長、防災課長、情報課長、消防長</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ (省略)</p> <p>2 市対策本部との調整 (1)～(2) (省略)</p> <p>第2章 市対策本部の設置等</p> <p>市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。</p> <p>1 市対策本部の設置</p> <p>(1) 市対策本部の設置の手順 市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。 ①～⑤ (省略)</p> <p>⑥ 本部の代替機能の確保 市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市中央庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設をあらかじめ指定する。なお、事態の状況に応じ、市長の判断により下記の順位を変更することを妨げるものではない。 また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。 〔第1順位〕 南あわじ市三原庁舎 〔第2順位〕 南あわじ市西淡庁舎 〔第3順位〕 南あわじ市南淡庁舎 〔第4順位〕 南あわじ市緑庁舎</p>	区分	職名	本部長	市長	副本部長	助役	本部員	収入役、教育長、総務部長、財務部長、市民生活部長、健康福祉部長、産業振興部長、農業振興部長、都市整備部長、上下水道部長、教育部長、緑総合窓口センター所長、西淡総合窓口センター所長、三原総合窓口センター所長、南淡総合窓口センター所長、消防長、消防団長	区分	職名	会長	市長	副会長	助役	構成員	総務部長、総務部次長、市長公室長、防災課長、情報課長、消防長	<p>(1) 危機管理対策本部 ① (省略)</p> <p>② 組織構成</p> <table border="1" data-bbox="1371 352 2341 674"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副市長</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>教育長、総務企画部長、総務企画部付部長、危機管理部長、市民福祉部長、産業建設部長、教育次長、議会事務局長、総務企画部副部長、市民福祉部副部長、産業建設部副部長（3人）、会計管理者、消防団長、消防団選任副団長（2人）、淡路広域消防事務組合南淡分署長、淡路広域水道企業団南あわじ市サービスセンター長</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ (省略)</p> <p>(2) 危機管理連絡会議 ① (省略)</p> <p>② 組織構成</p> <table border="1" data-bbox="1353 900 2323 1157"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会長</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td>副会長</td> <td>副市長</td> </tr> <tr> <td>構成員</td> <td>教育長、総務企画部長、総務企画部付部長、危機管理部長、市民福祉部長、産業建設部長、教育次長、議会事務局長、総務企画部副部長、市民福祉部副部長、産業建設部副部長（3人）、会計管理者</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ (省略)</p> <p>2 市対策本部との調整 (1)～(2) (省略)</p> <p>第2章 市国民保護対策本部の設置等</p> <p>市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。</p> <p>1 市対策本部の設置</p> <p>(1) 市対策本部の設置の手順 市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。 ①～⑤ (省略)</p> <p>⑥ 市対策本部の代替機能の確保 市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設をあらかじめ指定する。なお、事態の状況に応じ、市長の判断により下記の順位を変更することを妨げるものではない。 また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。 〔第1順位〕 南あわじ市役所第1別館 〔第2順位〕 南あわじ市役所第2別館</p>	区分	職名	本部長	市長	副本部長	副市長	本部員	教育長、総務企画部長、総務企画部付部長、危機管理部長、市民福祉部長、産業建設部長、教育次長、議会事務局長、総務企画部副部長、市民福祉部副部長、産業建設部副部長（3人）、会計管理者、消防団長、消防団選任副団長（2人）、淡路広域消防事務組合南淡分署長、淡路広域水道企業団南あわじ市サービスセンター長	区分	職名	会長	市長	副会長	副市長	構成員	教育長、総務企画部長、総務企画部付部長、危機管理部長、市民福祉部長、産業建設部長、教育次長、議会事務局長、総務企画部副部長、市民福祉部副部長、産業建設部副部長（3人）、会計管理者	<p>軽 微 (用語修正)</p> <p>軽 微 (用語修正)</p> <p>軽 微 (用語修正)</p> <p>軽 微 (用語修正)</p> <p>軽 微 (用語修正)</p>
区分	職名																																	
本部長	市長																																	
副本部長	助役																																	
本部員	収入役、教育長、総務部長、財務部長、市民生活部長、健康福祉部長、産業振興部長、農業振興部長、都市整備部長、上下水道部長、教育部長、緑総合窓口センター所長、西淡総合窓口センター所長、三原総合窓口センター所長、南淡総合窓口センター所長、消防長、消防団長																																	
区分	職名																																	
会長	市長																																	
副会長	助役																																	
構成員	総務部長、総務部次長、市長公室長、防災課長、情報課長、消防長																																	
区分	職名																																	
本部長	市長																																	
副本部長	副市長																																	
本部員	教育長、総務企画部長、総務企画部付部長、危機管理部長、市民福祉部長、産業建設部長、教育次長、議会事務局長、総務企画部副部長、市民福祉部副部長、産業建設部副部長（3人）、会計管理者、消防団長、消防団選任副団長（2人）、淡路広域消防事務組合南淡分署長、淡路広域水道企業団南あわじ市サービスセンター長																																	
区分	職名																																	
会長	市長																																	
副会長	副市長																																	
構成員	教育長、総務企画部長、総務企画部付部長、危機管理部長、市民福祉部長、産業建設部長、教育次長、議会事務局長、総務企画部副部長、市民福祉部副部長、産業建設部副部長（3人）、会計管理者																																	

南あわじ市国民保護計画 新旧対照表

現 行 計 画	変 更 案	判 定																																														
<p>(2) (省略)</p> <p>(3) 市対策本部の組織構成及び機能 市対策本部の組織構成及び各組織の機能は、以下のとおりとする。</p> <p>①組織構成</p> <table border="1" data-bbox="103 420 1113 703"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>助役</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>収入役、教育長、総務部長、財務部長、市民生活部長、健康福祉部長、産業振興部長、農業振興部長、都市整備部長、上下水道部長、教育部長、緑総合窓口センター所長、西淡総合窓口センター所長、三原総合窓口センター所長、南淡総合窓口センター所長、消防長、消防団長</td> </tr> </tbody> </table>	区分	職名	本部長	市長	副本部長	助役	本部員	収入役、教育長、総務部長、財務部長、市民生活部長、健康福祉部長、産業振興部長、農業振興部長、都市整備部長、上下水道部長、教育部長、緑総合窓口センター所長、西淡総合窓口センター所長、三原総合窓口センター所長、南淡総合窓口センター所長、消防長、消防団長	<p>(2) (省略)</p> <p>(3) 市対策本部の組織構成及び機能 市対策本部の組織構成及び各組織の機能は、以下のとおりとする。</p> <p>①組織構成 (国民保護法第28条)</p> <table border="1" data-bbox="1409 420 2507 892"> <thead> <tr> <th>本部長</th> <th>副本部長</th> <th colspan="2">本 部 員 (計19名)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">市 長</td> <td rowspan="10">副市長</td> <td>教育長</td> <td>総務企画部副部長</td> </tr> <tr> <td>総務企画部長</td> <td>市民福祉部副部長</td> </tr> <tr> <td>総務企画部付部長</td> <td>産業建設部副部長 (3名)</td> </tr> <tr> <td>危機管理部長</td> <td>会計管理者</td> </tr> <tr> <td>市民福祉部長</td> <td>消防団長</td> </tr> <tr> <td>産業建設部長</td> <td>消防団選任副団長 (2名)</td> </tr> <tr> <td>教育次長</td> <td>淡路広域消防事務組合南淡分署長</td> </tr> <tr> <td>議会事務局長</td> <td>淡路広域水道企業団南あわじ市サービスセンター長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>② 本部会議事務分掌</p> <table border="1" data-bbox="1409 987 2478 1522"> <tr> <td>以下の事項を協議決定する。</td> </tr> <tr> <td>ア 国民保護の総合調整に関すること</td> </tr> <tr> <td>○各部局間の応急対策業務に係る調整</td> </tr> <tr> <td>○防災関係機関及び応援部隊等との調整</td> </tr> <tr> <td>イ 県国民保護対策本部との協議に関すること</td> </tr> <tr> <td>ウ 職員の動員・配備態勢に関すること</td> </tr> <tr> <td>エ 関係機関への応援要請に関すること</td> </tr> <tr> <td>○自衛隊に対する派遣要請</td> </tr> <tr> <td>○行政機関に対する応援要請</td> </tr> <tr> <td>○防災関係機関に対する応援要請</td> </tr> <tr> <td>オ 応急対策に要する予算及び資金に関すること</td> </tr> <tr> <td>カ その他災害応急対策の重要事項の決定に関すること</td> </tr> </table>	本部長	副本部長	本 部 員 (計19名)		市 長	副市長	教育長	総務企画部副部長	総務企画部長	市民福祉部副部長	総務企画部付部長	産業建設部副部長 (3名)	危機管理部長	会計管理者	市民福祉部長	消防団長	産業建設部長	消防団選任副団長 (2名)	教育次長	淡路広域消防事務組合南淡分署長	議会事務局長	淡路広域水道企業団南あわじ市サービスセンター長					以下の事項を協議決定する。	ア 国民保護の総合調整に関すること	○各部局間の応急対策業務に係る調整	○防災関係機関及び応援部隊等との調整	イ 県国民保護対策本部との協議に関すること	ウ 職員の動員・配備態勢に関すること	エ 関係機関への応援要請に関すること	○自衛隊に対する派遣要請	○行政機関に対する応援要請	○防災関係機関に対する応援要請	オ 応急対策に要する予算及び資金に関すること	カ その他災害応急対策の重要事項の決定に関すること	<p>軽 微 (用語修正)</p> <p>軽 微</p>
区分	職名																																															
本部長	市長																																															
副本部長	助役																																															
本部員	収入役、教育長、総務部長、財務部長、市民生活部長、健康福祉部長、産業振興部長、農業振興部長、都市整備部長、上下水道部長、教育部長、緑総合窓口センター所長、西淡総合窓口センター所長、三原総合窓口センター所長、南淡総合窓口センター所長、消防長、消防団長																																															
本部長	副本部長	本 部 員 (計19名)																																														
市 長	副市長	教育長	総務企画部副部長																																													
		総務企画部長	市民福祉部副部長																																													
		総務企画部付部長	産業建設部副部長 (3名)																																													
		危機管理部長	会計管理者																																													
		市民福祉部長	消防団長																																													
		産業建設部長	消防団選任副団長 (2名)																																													
		教育次長	淡路広域消防事務組合南淡分署長																																													
		議会事務局長	淡路広域水道企業団南あわじ市サービスセンター長																																													
以下の事項を協議決定する。																																																
ア 国民保護の総合調整に関すること																																																
○各部局間の応急対策業務に係る調整																																																
○防災関係機関及び応援部隊等との調整																																																
イ 県国民保護対策本部との協議に関すること																																																
ウ 職員の動員・配備態勢に関すること																																																
エ 関係機関への応援要請に関すること																																																
○自衛隊に対する派遣要請																																																
○行政機関に対する応援要請																																																
○防災関係機関に対する応援要請																																																
オ 応急対策に要する予算及び資金に関すること																																																
カ その他災害応急対策の重要事項の決定に関すること																																																

南あわじ市国民保護計画 新旧対照表

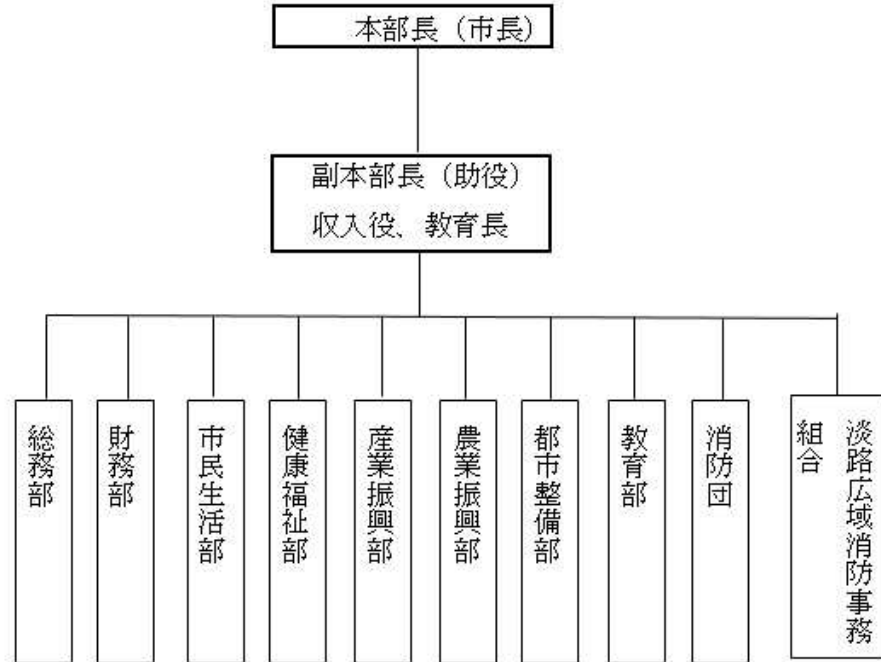
現 行 計 画		変 更 案																	判 定							
		<p>(4) 部の設置</p> <p>国民保護対策を行うために市対策本部に次のとおり部を設置する。なお、名称には「班」を使用する。</p>																	(用語修正)							
部 名	機 関 名 名	資料作成班	情報収集・発信班	広報班	電話対応班	人事総務班	財務・庁舎班	輸送ルート確保班	救助消火搜索班	福祉対策班	保健対策班	避難所配備職員ボランティア班	食料・飲料班	設備・用品班	給水班	トイレ班	廃棄物処理班	遺体班	被害認定班	生活支援班	下水班	二次災害防止班	住まい対策班	教育班	子育て班	特命班
総	総務課					●																				
総	財務課					●																				
総	広報情報課		●																							
総	ふるさと創生課																								●	
総	市民協働課																								●	
危	危機管理課	●	●					●				●	○	○												
市	総合窓口センター														○	○	○									
市	税務課																		●							
市	環境課												○		●	●	●									
市	福祉課									●	●								●							
市	子育てゆめるん課									○														●		
市	長寿・保険課									●																
市	健康課							●	●																	
産	商工観光課												●													
産	農林振興課											●														
産	食の拠点推進課											●														
産	水産振興課							○																●		
産	農地整備課																				●					
産	建設課						●														●	●				
産	下水道課																			●						
会	会計課					●																				
教	教育総務課											○												●		
教	学校教育課											○												●		
教	社会教育課											○												●		
教	体育青少年課											○												●		
選	選挙管理委員会																								●	
農	農業委員会事務局																								●	
市	診療所								○																	
市	保育所・こども園・幼稚園																							○		
教	小中学校											○												●		
教	給食センター											○														
-	消防団							●																		
-	淡路広域消防事務組合							●																		
-	淡路広域水道企業団													●												

● 主管課、主管機関
○ 関連課、関連機関
※ 表に入っていない課等については、本部長の指示に従い、随時国民保護対応業務にあたる。

南あわじ市国民保護計画 新旧対照表

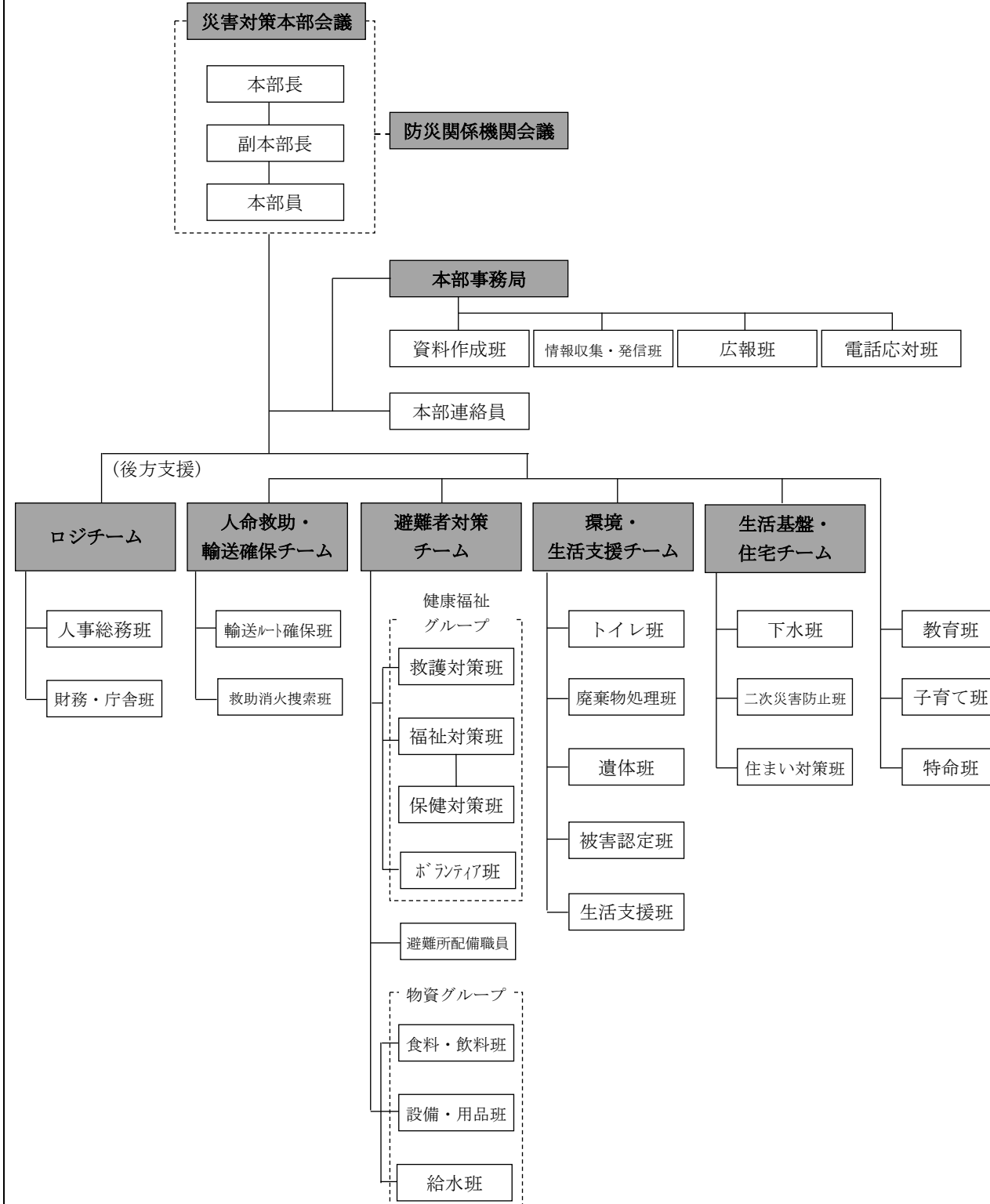
現 行 計 画	変 更 案	判 定
	<p>(5) <u>本部連絡員</u> 所管課の多い本部員を支援する目的で本部連絡員を置く。本部連絡員は、本部会議の内容を所管課に伝達、部内の情報のとりまとめや報告することを主な業務とする。</p> <p>(6) <u>チームリーダー</u> チーム内で調整の必要が生じた場合の調整役として、次のチーム等にリーダーを置く。</p> <p>① <u>本部事務局</u> 危機管理部長 ② <u>ロジチーム</u> 総務企画部長 ③ <u>人命救助・輸送確保チーム</u> 危機管理部長 ④ <u>避難者対策チーム</u> 産業建設部長 ⑤ <u>健康福祉グループ</u> 市民福祉部副部長（福祉担当） ⑥ <u>物資グループ</u> 産業建設部副部長（産業担当） ⑦ <u>環境・生活支援チーム</u> 市民福祉部長 ⑧ <u>生活基盤・住宅チーム</u> 産業建設部副部長（建設担当）</p>	<p>軽 微 (用語修正)</p> <p>軽 微 (用語修正)</p>

②組織図



市対策本部長は必要があると認めるときは、対策本部会議に参加として市職員以外の者を出席させることができる。

【市対策本部組織図】



軽 微
(用語修正)

南あわじ市国民保護計画 新旧対照表

現 行 計 画		変 更 案		判 定																																																									
<p>③市対策本部における事務分掌</p> <p>各班（部・課等）に共通する事務分掌</p> <ol style="list-style-type: none"> 各班の職員の動員・配備等に関する事 各班及び各班内の連絡調整に関する事 所管する業務に関連する事項の被害状況調査及び取りまとめに関する事 他班の応援に関する事 警戒情報の事前収集及び伝達に関する事 市民への注意喚起・広報活動に関する事 警戒区域の設定に関する事 対策本部が設置されない場合でも、必要に応じて各部局は以下の業務を行うこと 		<p>【市対策本部における事務分掌】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>チーム等</th> <th>班等</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="22">本部事務局</td> <td rowspan="14">本部事務局</td> <td>本部長命令の伝達に関する事</td> </tr> <tr> <td>危機管理対策本部及び危機管理連絡会議の設置及び廃止に関する事</td> </tr> <tr> <td>国民保護活動に係る配備体制及び動員に関する事</td> </tr> <tr> <td>職員の動員・配備に関する事</td> </tr> <tr> <td>災害情報の収集、報告に関する事</td> </tr> <tr> <td>自衛隊派遣要請に関する事</td> </tr> <tr> <td>兵庫県国民保護対策本部、兵庫県警察本部との連絡調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>国、県等関係機関との連絡調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>関係機関との連絡調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>警戒区域の設定に関する事</td> </tr> <tr> <td>資機材の確保、配置に関する事</td> </tr> <tr> <td>特殊標章の交付等に関する事</td> </tr> <tr> <td>避難実施要領の策定に関する事</td> </tr> <tr> <td>避難、誘導の統括に関する事</td> </tr> <tr> <td>広域消防事務組合、消防団との連絡調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>資料作成班</td> <td>情報整理、分析、記録に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>災害応急対策のとりまとめ及び調整に関する事</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">本部事務局</td> <td rowspan="10">情報収集・発信班</td> <td>本部会議の運営に関する事</td> </tr> <tr> <td>武力攻撃情報収集並びに伝達に関する事</td> </tr> <tr> <td>人的被害及び家屋被害等のとりまとめに関する事</td> </tr> <tr> <td>住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の通知に関する事</td> </tr> <tr> <td>安否情報の収集・提供に関する事</td> </tr> <tr> <td>電気、電話、ガス等ライフラインの被害状況及び連絡調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>神戸淡路鳴門自動車道の通行規制に係る情報の収集、整理、伝達に関する事</td> </tr> <tr> <td>公共交通機関の被害状況に関する事</td> </tr> <tr> <td>防災行政無線による情報提供及び連絡調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>防災ネットによる情報提供に関する事</td> </tr> <tr> <td rowspan="11">広報班</td> <td rowspan="11">広報班</td> <td>報道機関への報道要請及び情報提供に関する事</td> </tr> <tr> <td>市長記者会見に関する事</td> </tr> <tr> <td>住民に対する災害広報及び広聴に関する事</td> </tr> <tr> <td>通信設備、ネットワーク、CATV設備の点検・確保及び復旧に関する事</td> </tr> <tr> <td>CATVによる情報提供及び連絡調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>市ホームページにおける災害情報等の掲示に関する事</td> </tr> <tr> <td>被災状況の写真及び映像等の収集による記録に関する事</td> </tr> <tr> <td>武力攻撃災害に係る被害通報の受付及び整理に関する事</td> </tr> <tr> <td>災害に係る問い合わせ、相談、要望等の対応に関する事</td> </tr> <tr> <td>電話対応班</td> <td>電話対応班</td> <td>本部連絡員</td> <td>本部連絡員</td> <td>本部員の支援に関する事</td> </tr> <tr> <td>ロジチーム</td> <td>人事総務班</td> <td>ロジチーム</td> <td>人事総務班</td> <td>各班における職員の従事状況のとりまとめに関する事 各班の配置調整及び各班に対する事務の緊急割当に関する事</td> </tr> </tbody> </table>		チーム等	班等	事務分掌	本部事務局	本部事務局	本部長命令の伝達に関する事	危機管理対策本部及び危機管理連絡会議の設置及び廃止に関する事	国民保護活動に係る配備体制及び動員に関する事	職員の動員・配備に関する事	災害情報の収集、報告に関する事	自衛隊派遣要請に関する事	兵庫県国民保護対策本部、兵庫県警察本部との連絡調整に関する事	国、県等関係機関との連絡調整に関する事	関係機関との連絡調整に関する事	警戒区域の設定に関する事	資機材の確保、配置に関する事	特殊標章の交付等に関する事	避難実施要領の策定に関する事	避難、誘導の統括に関する事	広域消防事務組合、消防団との連絡調整に関する事	資料作成班	情報整理、分析、記録に関する事		災害応急対策のとりまとめ及び調整に関する事	本部事務局	情報収集・発信班	本部会議の運営に関する事	武力攻撃情報収集並びに伝達に関する事	人的被害及び家屋被害等のとりまとめに関する事	住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の通知に関する事	安否情報の収集・提供に関する事	電気、電話、ガス等ライフラインの被害状況及び連絡調整に関する事	神戸淡路鳴門自動車道の通行規制に係る情報の収集、整理、伝達に関する事	公共交通機関の被害状況に関する事	防災行政無線による情報提供及び連絡調整に関する事	防災ネットによる情報提供に関する事	広報班	広報班	報道機関への報道要請及び情報提供に関する事	市長記者会見に関する事	住民に対する災害広報及び広聴に関する事	通信設備、ネットワーク、CATV設備の点検・確保及び復旧に関する事	CATVによる情報提供及び連絡調整に関する事	市ホームページにおける災害情報等の掲示に関する事	被災状況の写真及び映像等の収集による記録に関する事	武力攻撃災害に係る被害通報の受付及び整理に関する事	災害に係る問い合わせ、相談、要望等の対応に関する事	電話対応班	電話対応班	本部連絡員	本部連絡員	本部員の支援に関する事	ロジチーム	人事総務班	ロジチーム	人事総務班	各班における職員の従事状況のとりまとめに関する事 各班の配置調整及び各班に対する事務の緊急割当に関する事	<p>軽 微 (用語修正)</p>
チーム等	班等	事務分掌																																																											
本部事務局	本部事務局	本部長命令の伝達に関する事																																																											
		危機管理対策本部及び危機管理連絡会議の設置及び廃止に関する事																																																											
		国民保護活動に係る配備体制及び動員に関する事																																																											
		職員の動員・配備に関する事																																																											
		災害情報の収集、報告に関する事																																																											
		自衛隊派遣要請に関する事																																																											
		兵庫県国民保護対策本部、兵庫県警察本部との連絡調整に関する事																																																											
		国、県等関係機関との連絡調整に関する事																																																											
		関係機関との連絡調整に関する事																																																											
		警戒区域の設定に関する事																																																											
		資機材の確保、配置に関する事																																																											
		特殊標章の交付等に関する事																																																											
		避難実施要領の策定に関する事																																																											
		避難、誘導の統括に関する事																																																											
	広域消防事務組合、消防団との連絡調整に関する事																																																												
	資料作成班	情報整理、分析、記録に関する事																																																											
		災害応急対策のとりまとめ及び調整に関する事																																																											
	本部事務局	情報収集・発信班	本部会議の運営に関する事																																																										
			武力攻撃情報収集並びに伝達に関する事																																																										
			人的被害及び家屋被害等のとりまとめに関する事																																																										
			住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の通知に関する事																																																										
			安否情報の収集・提供に関する事																																																										
電気、電話、ガス等ライフラインの被害状況及び連絡調整に関する事																																																													
神戸淡路鳴門自動車道の通行規制に係る情報の収集、整理、伝達に関する事																																																													
公共交通機関の被害状況に関する事																																																													
防災行政無線による情報提供及び連絡調整に関する事																																																													
防災ネットによる情報提供に関する事																																																													
広報班	広報班	報道機関への報道要請及び情報提供に関する事																																																											
		市長記者会見に関する事																																																											
		住民に対する災害広報及び広聴に関する事																																																											
		通信設備、ネットワーク、CATV設備の点検・確保及び復旧に関する事																																																											
		CATVによる情報提供及び連絡調整に関する事																																																											
		市ホームページにおける災害情報等の掲示に関する事																																																											
		被災状況の写真及び映像等の収集による記録に関する事																																																											
		武力攻撃災害に係る被害通報の受付及び整理に関する事																																																											
		災害に係る問い合わせ、相談、要望等の対応に関する事																																																											
		電話対応班	電話対応班	本部連絡員	本部連絡員	本部員の支援に関する事																																																							
		ロジチーム	人事総務班	ロジチーム	人事総務班	各班における職員の従事状況のとりまとめに関する事 各班の配置調整及び各班に対する事務の緊急割当に関する事																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>班長等となる者及び構成する組織</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="22">総務部本部班</td> <td rowspan="2">班長 副班長</td> <td>総務部長</td> <td>1 本部長命令の伝達に関する事 2 対策本部及び現地対策本部の設置及び廃止に関する事</td> </tr> <tr> <td>総務部次長兼市長公室長兼防災特命参事</td> <td>3 本部会議に関する事 4 自衛隊派遣要請に関する事 5 武力攻撃情報収集並びに伝達に関する事 6 被害状況の調査、集計及び伝達に関する事</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">構成する組織</td> <td rowspan="10">防災課</td> <td>7 応急対策の取りまとめ及び調整に関する事 8 職員の動員及び各班の配置調整に関する事 9 救助の実施状況及び資材の取りまとめに関する事 10 消防団に関する事 11 ヘリコプターに関する事 12 警戒区域の設定に関する事 13 県対策本部、県警本部との連絡調整に関する事 14 国、県等関係機関との連絡調整に関する事 15 淡路広域消防事務組合との連絡調整に関する事 16 各班に対する事務の緊急割当に関する事 17 他都市への応援要請及び応援職員の受入れに関する事 18 自主防災組織等に関する事 19 広域応援の受入場所の確保に関する事 20 船舶の確保に関する事 21 海上交通機関の確保に関する事 22 特殊標章等の交付・管理に関する事</td> </tr> <tr> <td rowspan="11">総務部班</td> <td rowspan="2">班長 副班長</td> <td>1 報道機関への報道要請及び情報提供に関する事 2 外国人に対する情報提供及び相談に関する事 3 被害状況視察者その他見舞者の応接に関する事</td> </tr> <tr> <td>市長公室 総務課 情報課 選挙管理委員会事務局 議会事務局 総合窓口センター 連絡所・出張所 ケーブルネットワーク 淡路</td> <td>4 海外からの応援協力等に関する事 5 電気、電話、ガス等ライフラインの被害状況に関する事 6 配備職員の食料の調達に関する事 7 電話等による被害通報の受付及び整理に関する事 8 武力攻撃災害に係る通報、問い合わせ、相談、要望等に関する事 9 市民に対する武力攻撃災害広報及び広聴に関する事 10 被災状況の写真等による記録に関する事 11 市議会への報告及び議会活動に関する事</td> </tr> </tbody> </table>		名称	班長等となる者及び構成する組織	事務分掌	総務部本部班	班長 副班長	総務部長	1 本部長命令の伝達に関する事 2 対策本部及び現地対策本部の設置及び廃止に関する事	総務部次長兼市長公室長兼防災特命参事	3 本部会議に関する事 4 自衛隊派遣要請に関する事 5 武力攻撃情報収集並びに伝達に関する事 6 被害状況の調査、集計及び伝達に関する事	構成する組織	防災課	7 応急対策の取りまとめ及び調整に関する事 8 職員の動員及び各班の配置調整に関する事 9 救助の実施状況及び資材の取りまとめに関する事 10 消防団に関する事 11 ヘリコプターに関する事 12 警戒区域の設定に関する事 13 県対策本部、県警本部との連絡調整に関する事 14 国、県等関係機関との連絡調整に関する事 15 淡路広域消防事務組合との連絡調整に関する事 16 各班に対する事務の緊急割当に関する事 17 他都市への応援要請及び応援職員の受入れに関する事 18 自主防災組織等に関する事 19 広域応援の受入場所の確保に関する事 20 船舶の確保に関する事 21 海上交通機関の確保に関する事 22 特殊標章等の交付・管理に関する事	総務部班	班長 副班長	1 報道機関への報道要請及び情報提供に関する事 2 外国人に対する情報提供及び相談に関する事 3 被害状況視察者その他見舞者の応接に関する事	市長公室 総務課 情報課 選挙管理委員会事務局 議会事務局 総合窓口センター 連絡所・出張所 ケーブルネットワーク 淡路	4 海外からの応援協力等に関する事 5 電気、電話、ガス等ライフラインの被害状況に関する事 6 配備職員の食料の調達に関する事 7 電話等による被害通報の受付及び整理に関する事 8 武力攻撃災害に係る通報、問い合わせ、相談、要望等に関する事 9 市民に対する武力攻撃災害広報及び広聴に関する事 10 被災状況の写真等による記録に関する事 11 市議会への報告及び議会活動に関する事																																											
名称	班長等となる者及び構成する組織	事務分掌																																																											
総務部本部班	班長 副班長	総務部長	1 本部長命令の伝達に関する事 2 対策本部及び現地対策本部の設置及び廃止に関する事																																																										
		総務部次長兼市長公室長兼防災特命参事	3 本部会議に関する事 4 自衛隊派遣要請に関する事 5 武力攻撃情報収集並びに伝達に関する事 6 被害状況の調査、集計及び伝達に関する事																																																										
	構成する組織	防災課	7 応急対策の取りまとめ及び調整に関する事 8 職員の動員及び各班の配置調整に関する事 9 救助の実施状況及び資材の取りまとめに関する事 10 消防団に関する事 11 ヘリコプターに関する事 12 警戒区域の設定に関する事 13 県対策本部、県警本部との連絡調整に関する事 14 国、県等関係機関との連絡調整に関する事 15 淡路広域消防事務組合との連絡調整に関する事 16 各班に対する事務の緊急割当に関する事 17 他都市への応援要請及び応援職員の受入れに関する事 18 自主防災組織等に関する事 19 広域応援の受入場所の確保に関する事 20 船舶の確保に関する事 21 海上交通機関の確保に関する事 22 特殊標章等の交付・管理に関する事																																																										
			総務部班	班長 副班長		1 報道機関への報道要請及び情報提供に関する事 2 外国人に対する情報提供及び相談に関する事 3 被害状況視察者その他見舞者の応接に関する事																																																							
						市長公室 総務課 情報課 選挙管理委員会事務局 議会事務局 総合窓口センター 連絡所・出張所 ケーブルネットワーク 淡路	4 海外からの応援協力等に関する事 5 電気、電話、ガス等ライフラインの被害状況に関する事 6 配備職員の食料の調達に関する事 7 電話等による被害通報の受付及び整理に関する事 8 武力攻撃災害に係る通報、問い合わせ、相談、要望等に関する事 9 市民に対する武力攻撃災害広報及び広聴に関する事 10 被災状況の写真等による記録に関する事 11 市議会への報告及び議会活動に関する事																																																						

南あわじ市国民保護計画 新旧対照表

現 行 計 画			変 更 案			判 定			
名称	班長等となる者及び構成する組織		事務分掌						
	財務部班	班長	財務部長	1 武力攻撃災害に関する予算、決算に関すること 2 救援物資等の受入れ及び配分に関すること	ロジチーム	財務・庁舎班	配備職員の食料の調達に関すること 他自治体への応援要請及び応援職員の受け入れに関すること 海外からの応援協力等に関すること 災害視察者その他見舞者の応接に関すること		
		副班長	財務部次長	3 資機材及び燃料等の調達に関すること 4 公用車両等の管理及び配車に関すること			武力攻撃災害に関する予算及び決算に関すること 非常用発電機の燃料等の調達に関すること 公用車両等の管理及び配車に関すること 臨時増設電話の確保に関すること 義援金の受け入れ・配分に関すること		
構成する組織	財政課 管財課 国体推進室 会計課	5 武力攻撃災害用臨時増設電話の確保に関すること 6 市有財産の被害調査に関すること 7 金銭の出納（義援金を含む。）に関すること 8 義援金の受入れ配分に関すること	市民生活部班	班長	市民生活部長	1 遺体の収容及び処置に関すること 2 火葬等に関すること 3 戸籍、住民基本台帳、外国人登録者名簿による被災者の確認に関すること	人命救助・輸送確保チーム	輸送ルート確保班	道路の障害物の除去に関すること 緊急輸送道路に関すること 交通規制に関すること 輸送ルート確保のための道路、橋梁の被害調査並びに応急対策及び復旧に関すること 輸送ルート確保のための港湾、漁港の被害調査並びに応急対策及び復旧に関すること 南あわじ市建設業安全・安心協力会との連絡調整に関すること TEC-FORCEとの連絡調整に関すること 海上輸送ルートの確保に関すること
副班長	市民生活部次長	4 家屋等の被害状況の調査及び取りまとめに関すること 5 り災証明に関すること（火災及び農林水産関係を除く。） 6 武力攻撃災害による市税の減免等に関すること 7 清掃に関すること 8 廃棄物及びがれきの処理に関すること 9 し尿処理に関すること 10 応急仮設トイレに関すること 11 処理施設の被害調査並びに応急対策及び復旧に関すること 12 ねずみ、蚊、はえ等及び昆虫等の駆除作業に関すること 13 愛玩動物に関すること	構成する組織	市民課 税務課 生活環境課 清掃センター 衛生センター 火葬場	班長	健康福祉部長			1 ボランティアの受入れ及び調整に関すること 2 被災者に対する生活保護の実施及び生業資金、厚生資金等の貸付け等に関すること
健康福祉部班	班長	健康福祉部次長	3 社会福祉施設の被害調査及び応急対策・復旧に関すること 4 炊き出しその他応急食料の調達及び配分に関すること 5 災害時要援護者対策に関すること 6 健康福祉事務所、医師会等医療関係機関との連絡及び調整に関すること	構成する組織	福祉課 保険課 長寿福祉課 健康課 児童館 保健センター 診療所 訪問看護ステーション さんゆー館 養護老人ホーム 保育所	7 救護所の開設に関すること 8 救急医薬品等の調達に関すること 9 食品衛生及び食中毒の予防に関すること 10 感染症の予防に関すること 11 消毒、防疫に関すること 12 健康対策及びこころのケア対策に関すること 13 園児の安全確保に関すること	避難者対策チーム	救護対策班	洲本健康福祉事務所、医師会、DMAT、DPAT等医療関係機関との連絡及び調整に関すること 救護所の開設に関すること 「救護班」の編成に関すること 傷病者搬送に係る連絡及び調整に関すること 救急医薬品等の調達に関すること 食品衛生及び食中毒の予防に関すること 感染症の予防に関すること 入浴施設及び公衆浴場のあつ旋調整に関すること 被災地の衛生状態調査に関すること 被災地の環境衛生指導に関すること ねずみ、蚊、はえ等及び昆虫等の駆除作業に関すること
班長	健康福祉部長	に	健康福祉事務所、医師会等医療関係機関との連絡及び調整に関すること	班長	健康福祉部次長	3 社会福祉施設の被害調査及び応急対策・復旧に関すること 4 炊き出しその他応急食料の調達及び配分に関すること 5 災害時要援護者対策に関すること 6 健康福祉事務所、医師会等医療関係機関との連絡及び調整に関すること	保健対策班		健康対策及びこころのケア対策に関すること 巡回栄養相談に関すること 外部保健師等の指揮に関すること
副班長	健康福祉部次長	福祉課	健康福祉事務所、医師会等医療関係機関との連絡及び調整に関すること	副班長	健康福祉部次長	3 社会福祉施設の被害調査及び応急対策・復旧に関すること 4 炊き出しその他応急食料の調達及び配分に関すること 5 災害時要援護者対策に関すること 6 健康福祉事務所、医師会等医療関係機関との連絡及び調整に関すること	福祉対策班	被災者情報の整理、福祉に係る相談及び情報提供に関すること 社会福祉施設の被害調査及び応急対策・復旧に関すること	

南あわじ市国民保護計画 新旧対照表

現 行 計 画			変 更 案			判 定	
名称	班長等となる者及び構成する組織		事 務 分 掌				
	産業振興部班	班 長	産業振興部長	1 生活必需品の調達及び確保に関すること 2 り災商工業者の被害調査及び対策に関すること 3 宿泊先の斡旋に関すること 4 市内滞在中観光客の安全確保に関すること 5 水産関係の被害調査に関すること 6 漁港施設の被害調査並びに応急対策及び復旧に関すること 7 水産関係のり災証明に関すること	避難者対策チーム	ボランティア班	災害時要援護者対策に関すること 福祉避難所等との連絡調整や福祉用品の手配に関すること
		副 班 長	産業振興部次長			避難所配備職員	災害ボランティアの受け入れ及び調整に関すること 避難所開設・運営に関すること
構 成 する 組織		商工観光課 水産振興課 国民宿舎 サイクリングターミナル ゆとりっく南淡路農業公園	食料・飲料班			食料及び飲料の調達、受け入れ及び支給に関すること 食料及び飲料の支給に関する実施状況の調査に関すること 物資集積拠点の運営に関すること	
農業振興部班	班 長	農業振興部長	1 農林関係の被害調査並びに応急対策及び復旧に関すること 2 ため池等危険箇所の警戒、被害調査並びに応急対策及び復旧に関すること 3 家畜の応急救護及び防疫に関すること 4 農林関係のり災証明に関すること	環境・生活支援チーム	設備・用品班	生活用品の調達及び確保に関すること 物資等の調達、受け入れ及び支給に関すること（食料及び飲料を除く） 物資の支給に関する実施状況の調査に関すること 愛玩動物に関すること 物資集積拠点の運営に関すること	
	副 班 長	農業振興部次長			給水班	応急給水に関すること 給水のための資機材調達に関すること 水道施設の被害調査並びに応急対策及び復旧に関すること 水源地、浄水場等の警戒及び応急措置に関すること	
	構 成 する 組織	農林振興課 農地整備課 地籍調査課 農業共済課 農業委員会事務局			トイレ班	し尿処理に関すること 応急仮設トイレに関すること（バキューム車の手配等を含む）	
都市整備部班	班 長	都市整備部長	1 水防関係機関との連絡調整に関すること 2 水防資機材の確保、配置に関すること 3 道路障害物の除去に関すること 4 緊急輸送路及び避難路に関すること 5 交通規制に関すること 6 河川等の警戒に関すること 7 河川及び水路の被害調査並びに応急対策及び復旧に関すること 8 道路、橋りょう及び公園の被害調査並びに応急対策及び復旧に関すること 9 砂防指定地、地すべり危険区域、急傾斜地崩壊危険区域等の被害調査並びに応急対策及び復旧に関すること 10 耐震化に関すること 11 応急危険度判定に関すること 12 被災住宅等の応急対策に関すること 13 被災宅地危険度判定に関すること 14 応急仮設住宅に関すること 15 民間住宅のあっせん等住宅の確保に関すること 16 市営住宅の被害調査並びに応急対策及び復旧に関すること 17 被災後の都市計画及び復興計画に関すること 18 港湾及び海岸の被害調査並びに応急対策及び復旧に関すること	生活基盤・住宅チーム	廃棄物処理班	廃棄物及びがれきの処理に関すること 処理施設の被害調査並びに応急対策及び復旧に関すること 一般廃棄物の処理に関すること	
	副 班 長	都市整備部次長			遺体班	遺体収容場所の確保及び棺、ドライアイス等の手配 遺体の収容及び処置に関すること 埋火葬等に関すること	
	構 成 する 組織	管理課 建設課 都市計画課			被害認定班	り災証明に関すること（火災によるもの及び農林水産関係を除く。）	
					生活支援班	被災者の生活支援に関すること	
					下水班	下水道施設の被害調査並びに応急対策及び復旧に関すること	
					二次災害防止班	被害家屋等の応急危険度判定に関すること 被災宅地危険度判定に関すること	
					住まい対策班	被災住宅等の応急対策に関すること 応急仮設住宅に関すること 被災住宅の応急修理に関すること 各種公営住宅や民間賃貸住宅のあっせん等住宅の確保に関すること	
					教育班	児童及び生徒の安全確保に関すること 児童、生徒及び教職員等の被害調査に関すること 学校教育の再開状況の調査に関すること（給食の再開状況を含む。） 応急教育・学用品の供与に関すること（心身のケアを含む。） 教育施設及び文化財等の被害調査並びに応急対策及び復旧に関すること 被災児童及び生徒に対する教育図書その他学用品及び救援物資の配給に関すること 文化財に関すること	

南あわじ市国民保護計画 新旧対照表

現 行 計 画	変 更 案	判 定
---------	-------	-----

名称	班長等となる者 及び構成する組織		事務分掌
上下水道部 班	班長	上下水道部長	1 応急給水に関する事 2 水道施設の被害調査並びに 応急対策及び復旧に関する事 3 水源地、浄水場等の警戒及 び応急措置に関する事 4 給水のための資機材調達に 関する事 5 下水道施設の被害調査並び に応急対策及び復旧に関する事
	副班長	上下水道部次長	
	構成する組織	企業経営課 水道課 下水道課	
教育部 班	班長	教育部長	1 幼児、児童及び生徒の安全 確保に関する事 2 幼児、児童、生徒及び教職 員等の被害調査に関する事 3 避難所の開設並びに管理及 び運営に関する事 4 応急教育に関する事 5 教育施設及び文化財等の被 害調査並びに応急対策及び復 旧に関する事 6 被災児童及び生徒に対する 教育図書その他学用品及び救 援物資の配給に関する事 7 P T A等教育関係団体への 協力要請に関する事
	副班長	教育部次長	
	構成する組織	教育総務課 学校教育課 人権教育課 生涯学習文 化振興課 給食センター 社会教育セ ンター 温水プール 文化体育館 埋蔵文化財 調査事務所	
消防団	南あわじ市消防団		1 関係地区の全般的な武力攻 撃災害防除活動に関する事 2 淡路広域消防事務組合との 連絡調整に関する事 3 自治会、自主防災組織との 連絡調整に関する事 4 武力攻撃災害情報の収集、 報告に関する事 5 水火災等に関する広報活 動に関する事 6 危険箇所の警戒及び応急 措置に関する事 7 被災者の捜索、救出、保護 等災害救助に関する事 8 避難誘導の応援に関する事
消防本部	淡路広域消防事務組合		1 淡路広域消防事務組合消防 本部国民保護消防活動計画に 定める武力攻撃災害への対 処に関する事 2 消防団との連携調整に関 する事

子育て班	P T A等教育関係団体への協力要請に関する事
	園児の安全確保に関する事
	園児及び職員等の被害調査に関する事
	保育所等の再開状況の調査に関する事（給食の再開状況を含む。）
特命班	応急保育・応急教育に関する事（災害時の給食、心身のケアを含む。）
	保育所等の被害調査並びに応急対策及び復旧に関する事
	本部員等の特命事項に関する事（庁内応援、災害復興計画、高速料金免除の手続きなど）

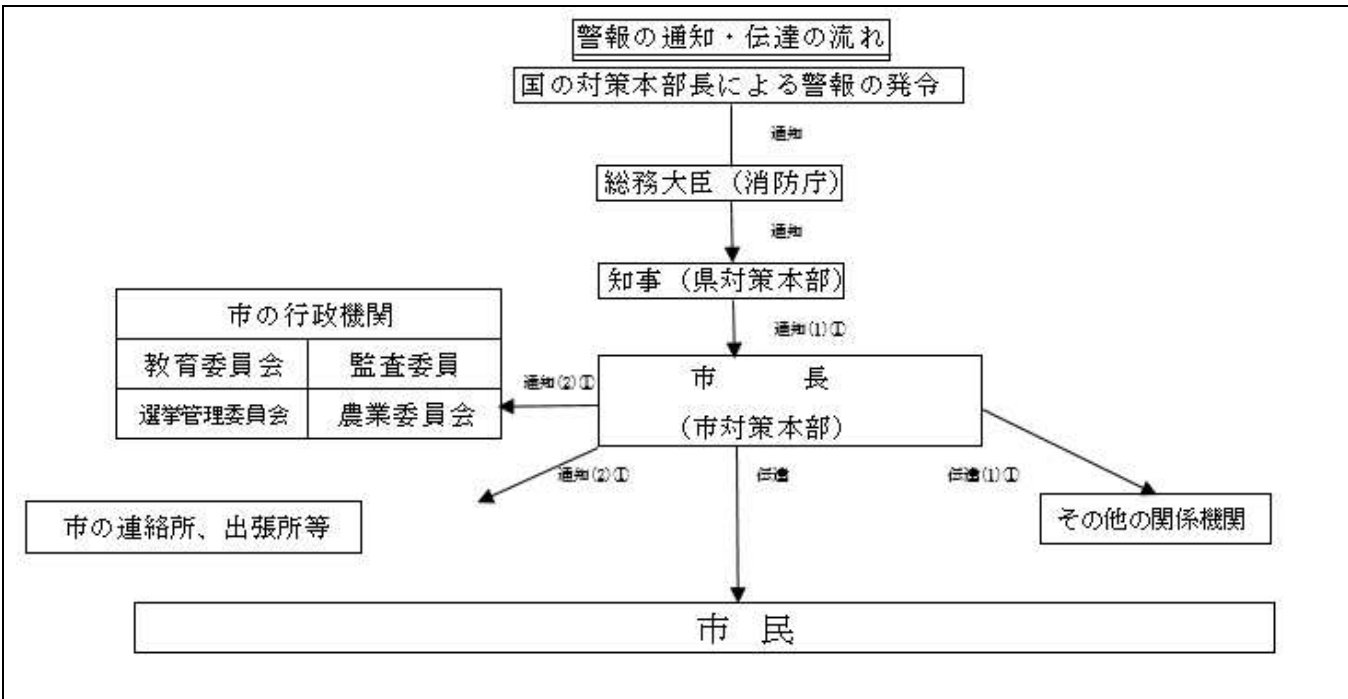
※ 救護対策班、保健対策班、福祉対策班は、「淡路圏域災害時保健活動ガイドライン」の編成による。

南あわじ市国民保護計画 新旧対照表

現 行 計 画	変 更 案	判 定				
<p>④事務局の組織及び役割</p> <p>(4) 市対策本部における広報等 (省略)</p> <p>(5) 市現地対策本部の設置 市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。 市現地対策本部長は次のとおりとする。カッコ内は、職務権限の委譲順位。</p> <p>緑庁舎 健康福祉部長 (健康福祉部次長、緑総合窓口センター所長) 西淡庁舎 都市整備部長 (産業振興部長、教育部長) 三原庁舎 市民生活部長 (農業振興部長、農業振興部次長) 南淡庁舎 財務部長 (上下水道部長、南淡総合窓口センター所長)</p> <p>【現地対策本部の構成】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>本部長</th> <th>本部員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各庁舎上記の部長 (人事管理員)</td> <td>本部長以外の部長、次長、総合窓口センター所長及び課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) 現地調整所の設置 (省略) (7) 市対策本部長の権限 (省略) (8) 配備の命令を受けた職員の行動 (9) 市対策本部の廃止 (省略)</p> <p>2 通信の確保 (省略)</p>	本部長	本部員	各庁舎上記の部長 (人事管理員)	本部長以外の部長、次長、総合窓口センター所長及び課長	<p>(削除)</p> <p>(7) 市対策本部における広報等 (省略)</p> <p>(削除)</p> <p>(8) 現地調整所の設置 (省略) (9) 市対策本部長の権限 (省略) (10) 配備の命令を受けた職員の行動 (省略) (11) 市対策本部の廃止 (省略)</p> <p>2 通信の確保 (省略)</p>	<p>軽 微 (用語修正)</p> <p>軽 微 (用語修正)</p>
本部長	本部員					
各庁舎上記の部長 (人事管理員)	本部長以外の部長、次長、総合窓口センター所長及び課長					

南あわじ市国民保護計画 新旧対照表

現 行 計 画	変 更 案	判 定
<p>第3章 関係機関相互の連携</p> <p>市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関等その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。</p> <p>1 国・県の対策本部との連携</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 国・県の現地対策本部との連携 市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。</p> <p>2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長への措置要請等～9 市民への協力要請 (省略)</p>	<p>第3章 関係機関相互の連携</p> <p>市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関等その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。</p> <p>1 国・県の対策本部との連携</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 国・県の現地対策本部との連携 市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。 また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力を努める。</p> <p>2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長への措置要請等～9 市民への協力要請 (省略)</p>	<p>軽 微 (用語修正)</p>
<p>第4章 警報及び避難の指示等 第1 警報の伝達等</p> <p>市は、武力攻撃事態等において、市民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。</p> <p>1 警報の内容の伝達等</p> <p>(1) 警報の内容の伝達 ① 市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。</p> <p>(2) 警報の内容の通知 ① (省略)</p> <p>② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ（http://www.city.minamiawaji.hyogo.jp/）に警報の内容を掲載する。※市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば、下記のとおり。</p>	<p>第4章 警報及び避難の指示等 第1 警報の伝達等</p> <p>市は、武力攻撃事態等において、市民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。</p> <p>1 警報の内容の伝達等</p> <p>(1) 警報の内容の伝達 ① 市は、県から警報の内容の通知を受けた場合、又は全国瞬時警報システム（Jアラート）、緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）により情報を入手した場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。</p> <p>(2) 警報の内容の通知 ① (省略)</p> <p>② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ（http://www.city.minamiawaji.hyogo.jp/）に警報の内容を掲載する。※市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば、下記のとおり。</p>	<p>軽 微 (用語修正)</p> <p>軽 微 (用語修正)</p>



2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

- ① (省略)
- ② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合
この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、ひょうご防災ネット、CATV放送、ホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。
なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して市民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの屋外拡声器による伝達以外の方法も活用する。

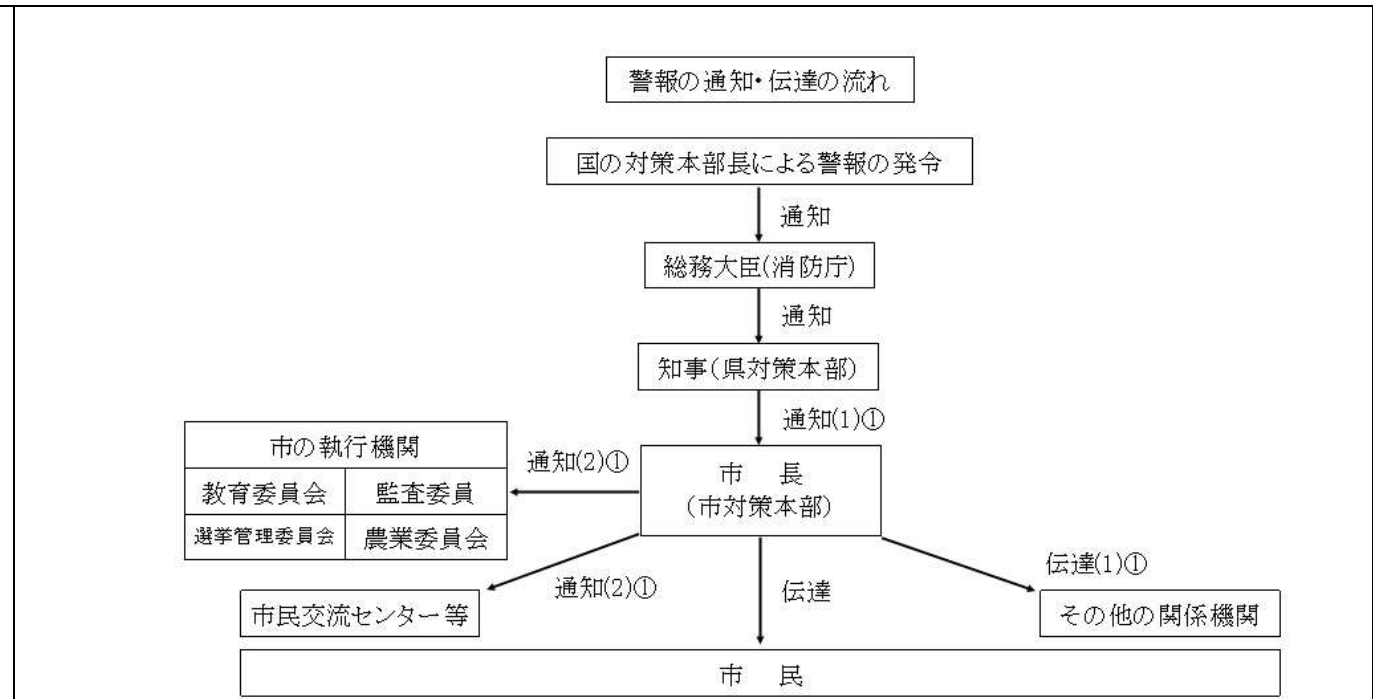
(2) ～(3) (省略)

(4) 市は、高齢者、障害者、外国人等に対する警報の内容の伝達においては、以下の点に配慮する。
また、防災・福祉部局との連携の下で避難支援プランを活用するなど、災害時要援護者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

①～④ (省略)

(5) (省略)

3 緊急通報の伝達及び通知 (省略)



2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容は、全国瞬時警報システム（Jアラート）、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム（Jアラート）と連携している情報伝達手段等により原則として以下の要領により行う。

- ① (省略)
- ② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合
この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、ひょうご防災ネット、CATV放送、ホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。
なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して市民に周知を図る。

※ 全国瞬時警報システム（Jアラート）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの屋外拡声器による伝達以外の方法も活用する。

(2) ～(3) (省略)

(4) 市は、災害時要援護者（要配慮者）に対する警報の内容の伝達においては、以下の点に配慮する。
また、防災・福祉部局との連携の下、災害時要援護者名簿を活用するなど、災害時要援護者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制及び災害時要援護者避難支援マニュアルの整備に努める。

①～④ (省略)

(5) (省略)

3 緊急通報の伝達及び通知 (省略)

軽微
(用語修正)

軽微
(用語修正)

現 行 計 画	変 更 案	判 定
---------	-------	-----

第2 避難住民の誘導等

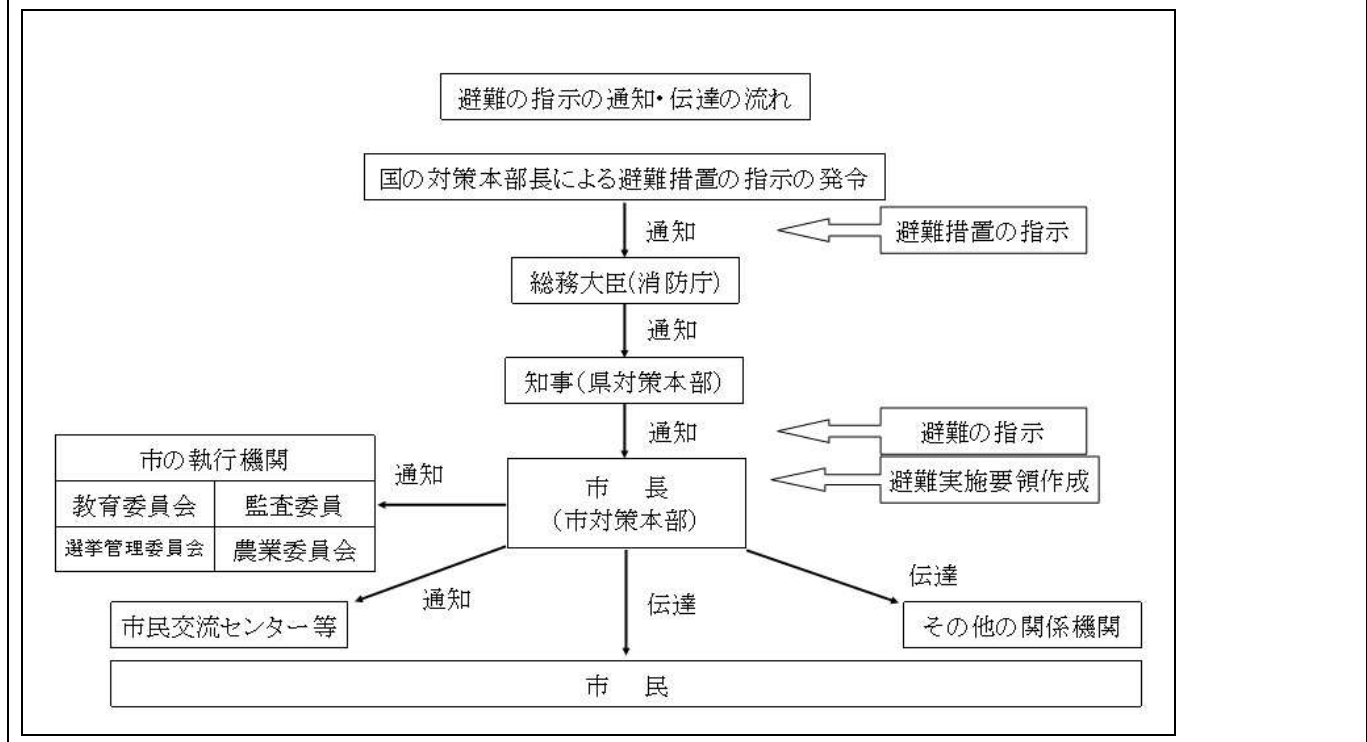
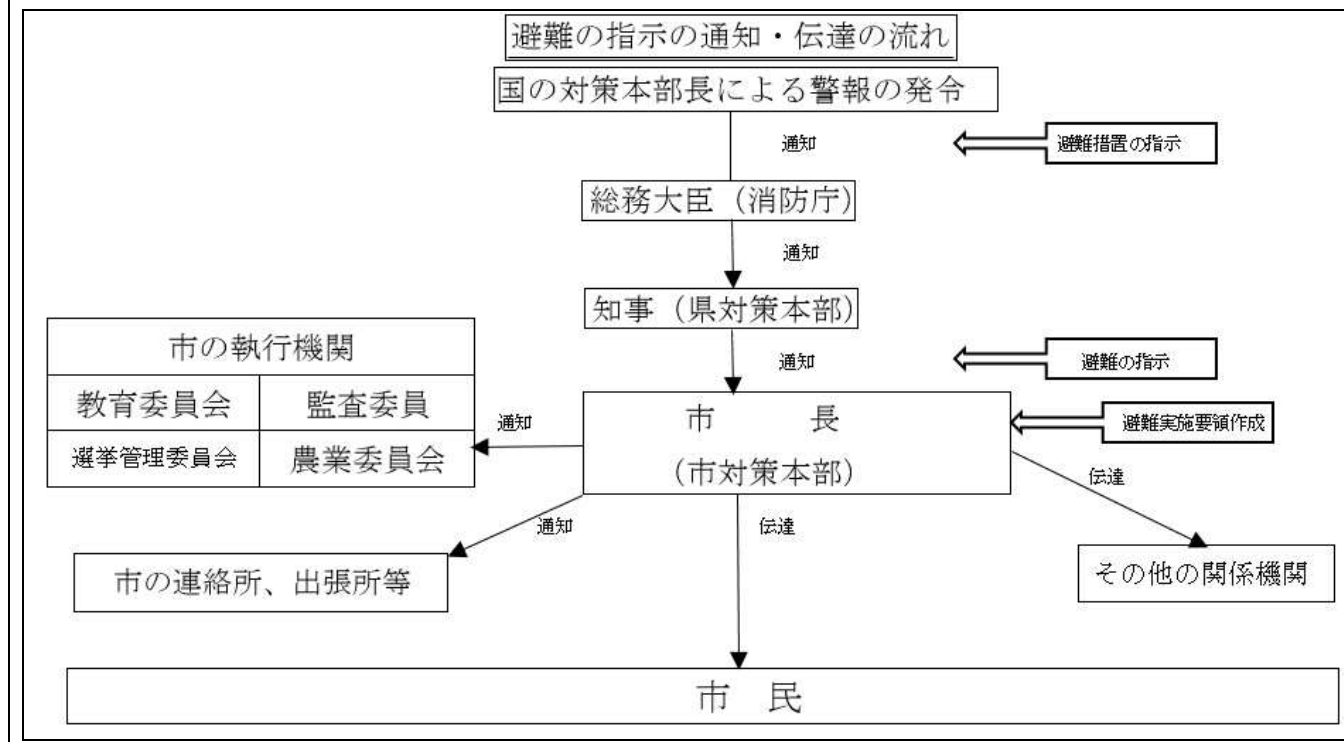
市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が市民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

第2 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が市民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達 (省略)

1 避難の指示の通知・伝達 (省略)



2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

① (省略)

② 市長は、避難実施要領の策定にあたっては、次の点に留意するものとする。

ア～キ (省略)

ク 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応
高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

ケ～シ (省略)

(2)①～⑤ (省略)

⑥ 要援護者の避難方法の決定 (避難支援プラン、災害時要援護者支援班の設置)

⑦～⑩ (省略)

(3)～(4) (省略)

2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

① (省略)

② 市長は、避難実施要領の策定にあたっては、次の点に留意するものとする。

ア～キ (省略)

ク 災害時要援護者への対応
災害時要援護者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

ケ～シ (省略)

(2)①～⑤ (省略)

⑥ 要援護者の避難方法の決定 (個別避難計画、福祉対策班の設置)

⑦～⑩ (省略)

(3)～(4) (省略)

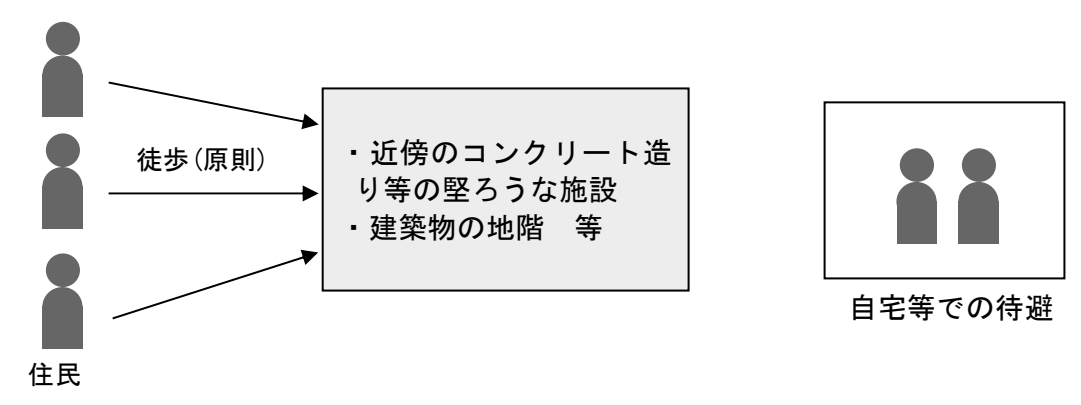
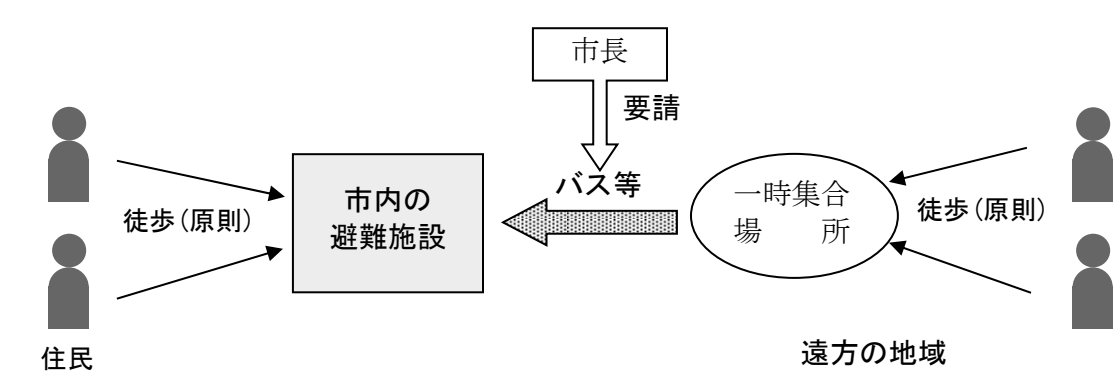
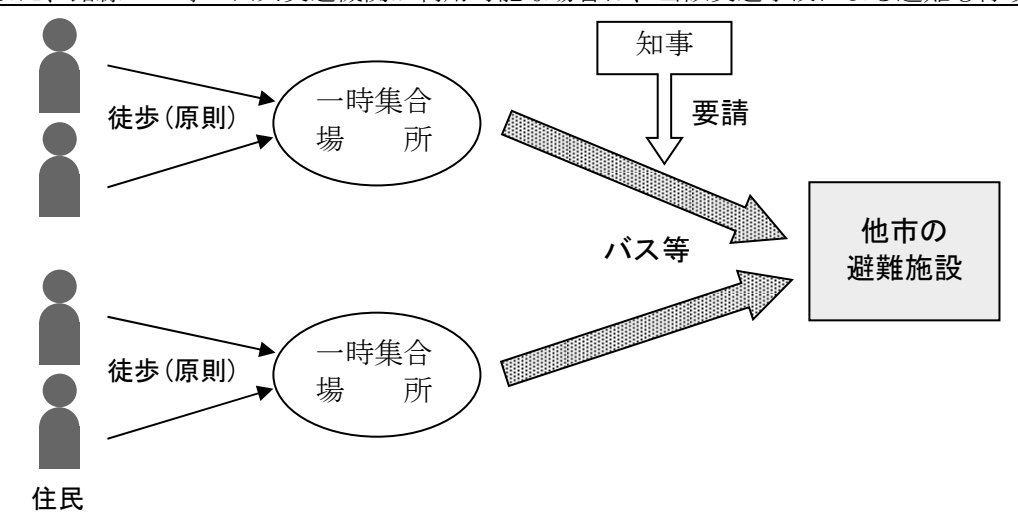
軽 微
(用語修正)

軽 微
(用語修正)

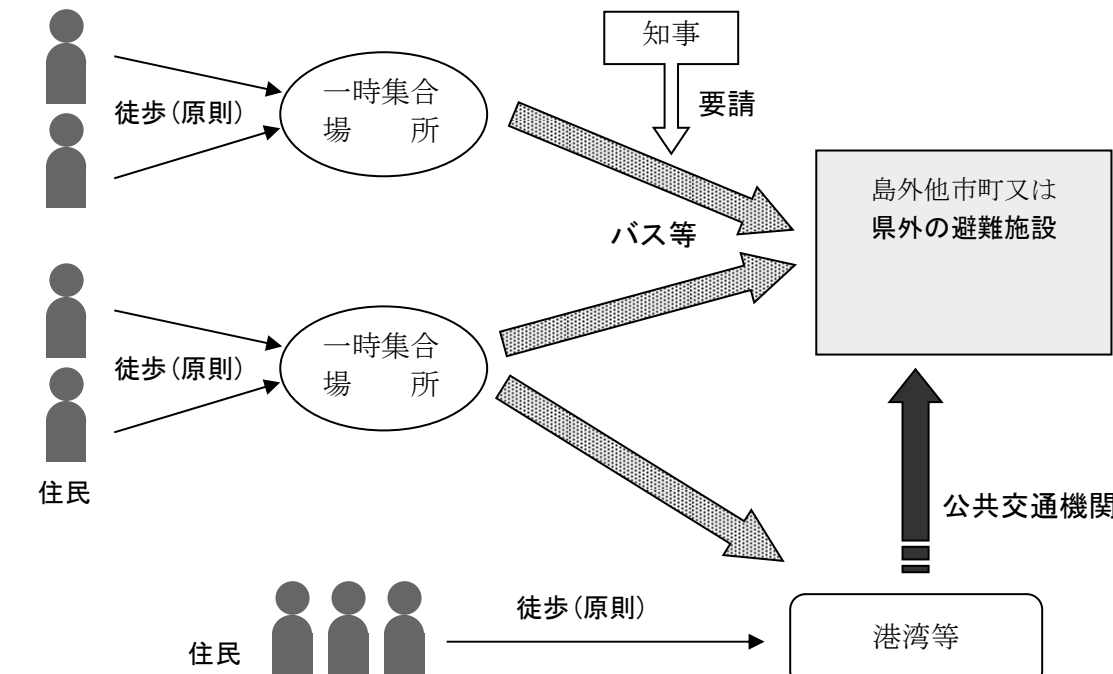
南あわじ市国民保護計画 新旧対照表

現 行 計 画	変 更 案	判 定
<p>3 避難住民の誘導</p> <p>(1) 市長による避難住民の誘導 市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防団長を指揮し、淡路広域消防事務組合消防本部と緊密に連携し、避難住民及び誘導する職員等の安全の確保に十分に配慮の<u>うえ</u>、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。 また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。 なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。 市長は、避難住民の誘導に関し特に必要があると認めるときは、淡路広域消防事務組合の管理者に対し、当該消防本部の消防長に対して必要な措置を講ずべきことを指示するよう求めるなど、必要な連携を図る。</p> <p>(2) 消防機関の活動 淡路広域消防事務組合消防本部は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、<u>自力歩行困難な災害時要援護者の</u>人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。 消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、淡路広域消防事務組合消防本部と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、<u>災害時要援護者</u>に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当するなど地域とのつながりを活かした活動を行う。</p> <p>(3)～(5) (省略)</p> <p>(6) <u>高齢者、障害者、乳幼児等</u>への配慮 市長は、<u>高齢者、障害者、乳幼児等</u>の避難を万全に行うため、<u>災害時要援護者支援班</u>を設置し、社会福祉協議会、民生・児童委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行う<u>ものとする</u>。また、<u>避難支援プラン</u>を策定した場合には、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、当該<u>プラン</u>に沿って対応を行う。 また、自ら管理する老人福祉施設、障害者福祉施設、幼稚園、保育所、養護学校等において、拡声装置等による警報、避難方法等の伝達、職員による引率、保護者への連絡及び引渡し、避難の誘導等の施設の管理者一般に広く期待される措置のほか、自ら避難することが困難な者に対して、車いすや担架による移動の補助、車両による搬送などのできる限りの措置を講ずるよう努める。</p> <p>(7)～(14) (省略)</p>	<p>3 避難住民の誘導</p> <p>(1) 市長による避難住民の誘導 市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防団長を指揮し、淡路広域消防事務組合と緊密に連携し、避難住民及び誘導する職員等の安全の確保に十分に配慮の<u>上</u>、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。 また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。 なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。 市長は、避難住民の誘導に関し特に必要があると認めるときは、淡路広域消防事務組合の管理者に対し、当該消防本部の消防長に対して必要な措置を講ずべきことを指示するよう求めるなど、必要な連携を図る。 <u>市長は、大規模集客施設からの一時滞在者等を避難誘導する場合、当該施設管理者と十分に連携し、必要な対策をとるものとする。</u></p> <p>(2) 消防機関の活動 淡路広域消防事務組合は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、<u>避難行動要支援者の</u>人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。 消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、淡路広域消防事務組合消防本部と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、<u>避難行動要支援者</u>に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当するなど地域とのつながりを活かした活動を行う。</p> <p>(3)～(5) (省略)</p> <p>(6) <u>災害時要援護者</u>への配慮 市長は、<u>災害時要援護者</u>の避難を万全に行うため、<u>福祉対策班</u>を設置し、社会福祉協議会、民生・児童委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行う（「<u>避難行動要支援者名簿</u>」を活用しながら対応を行う。その際、民生委員・児童委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）。また、<u>個別支援計画</u>を策定した場合には、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、当該<u>計画</u>に沿って対応を行う。 また、自ら管理する老人福祉施設、障害者福祉施設、幼稚園、保育所、養護学校等において、拡声装置等による警報、避難方法等の伝達、職員による引率、保護者への連絡及び引渡し、避難の誘導等の施設の管理者一般に広く期待される措置のほか、自ら避難することが困難な者に対して、車いすや担架による移動の補助、車両による搬送などのできる限りの措置を講ずるよう努める。</p> <p>(7)～(14) (省略)</p>	<p>軽 微 (用語修正)</p> <p>軽 微 (県計画に即した修正)</p> <p>軽 微 (用語修正)</p> <p>軽 微 (用語修正)</p>

南あわじ市国民保護計画 新旧対照表

現 行 計 画	変 更 案	判 定
	<p>4 避難の種類</p> <p>(1) 屋内への避難 <u>弾道ミサイル攻撃など極めて短時間での避難が必要な場合や、ゲリラや特殊部隊による攻撃が突発的に発生した場合などにおいては、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や地下施設に直ちに避難する。その後、事態の推移、被害の状況等に応じ、(2)～(4)の類型により、他の安全な地域へ避難する。</u></p>  <p>(2) 市内の避難 <u>市内において避難する場合は、徒歩を原則として、市内の避難施設に避難する。</u> <u>また、市内であっても遠方への避難が必要な場合は、市長が要請したバス等により避難を行う。この場合においては、住民は、徒歩を原則として、一時集合場所へ移動した後に、バス等に分乗する。</u></p>  <p>(3) 島内他市への避難 <u>島内の他市へ避難する場合は、住民は、徒歩を原則として、一時集合場所へ移動した後、知事が要請したバス等により避難を行う。</u> <u>また、路線バス等の公共交通機関が利用可能な場合は、当該交通手段による避難も行う。</u></p> 	<p>軽 微 (県計画に即した修正)</p>

南あわじ市国民保護計画 新旧対照表

現 行 計 画	変 更 案	判 定
	<p>(4) 島外県内各市町又は県外への避難 <u>島外県内各市町又は他の都道府県への避難が必要な場合は、原則として、船舶、路線バス等の公共交通機関による避難を行う。この場合においては、住民は、徒歩を原則として、港湾等に集合し、指定された公共交通機関により避難する。</u> <u>また、知事が要請したバス等により避難する場合は、住民は、徒歩を原則として、一時集合場所へ移動した後、バス等により避難を行う。</u></p>  <p>The diagram illustrates the evacuation process. It shows two '一時集合場所' (Temporary Assembly Points) where residents ('住民') gather. From these points, they can travel by '徒歩(原則)' (Walking, principle) to '港湾等' (Harbors, etc.). Alternatively, they can be transported by 'バス等' (Buses, etc.) to '島外各市町又は県外の避難施設' (Evacuation facilities in other municipalities or outside the prefecture). This bus transport is initiated by a request ('要請') from the '知事' (Prefect). A '公共交通機関' (Public transport) icon is shown with an arrow pointing towards the external evacuation facilities.</p>	
<p>着上陸侵攻の場合</p> <p>① 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。 <u>このため、県モデル計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合</p> <p>① <u>ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。</u> <u>なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。</u></p>	<p>5 避難にあたって留意すべき事項</p> <p>(1) 着上陸侵攻の場合</p> <p>① 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため、<u>国の総合的な方針としての具体的な避難措置の指示を待って行うことを基本とする。</u> <u>また、国対策本部長は、避難措置の指示に先だて、事前に避難対象となる市民数や想定される避難の方法等について、関係都道府県知事から意見聴取を行うものとされており、知事は、国対策本部長による当該避難措置の指示が円滑に行えるよう、これらの関連する情報について、消防庁を通じて、国対策本部長に早急に連絡することとしている。</u></p> <p>② <u>市は、避難の誘導に当たっては、県及び県警察と連携（協力）して大規模な住民避難が行われることに伴う混乱発生の防止に努める。</u></p> <p>(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合</p> <p>① <u>国対策本部長による避難措置の指示及び知事による避難の指示が行われた場合には、市長は、早急に避難の指示の伝達を行い、当該要避難地域からの避難住民の誘導を迅速に実施する。</u></p> <p>② <u>攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域においては、市長は、当初は知事</u></p>	<p>軽 微 (県計画に即した修正)</p> <p>軽 微 (県計画に即した修正)</p>

南あわじ市国民保護計画 新旧対照表

現 行 計 画	変 更 案	判 定
<p>② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、神戸海上保安部等及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。</p> <p>③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、<u>消防機関</u>、<u>県</u>、<u>県警察</u>、<u>神戸海上保安部</u>等、<u>自衛隊</u>等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。</p> <p>○ <u>避難に比較的時間に余裕がある場合の対応</u> <u>「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」といった手順が一般には考えられる。</u></p> <p>○ <u>昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応</u> <u>当初の段階では、個人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、神戸海上保安部等、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。</u> <u>特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。</u></p> <p>※ <u>ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。</u> <u>特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。</u></p> <p>弾道ミサイル攻撃の場合</p> <p>① <u>弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。</u> <u>(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難することとなる。)</u></p> <p>② <u>以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。</u></p> <p><u>(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)</u> <u>ア 国対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示</u></p>	<p><u>による屋内への一時避難の指示を伝達し、移動の安全が確認された後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難先に移動させる等適切な対応を行う。</u></p> <p>③ <u>急襲的な攻撃に際しては、国対策本部長による避難措置の指示及び知事による一時避難の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行い、危険な地域への一般住民の立入禁止を徹底する。その際にも事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。</u></p> <p>④ その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、神戸海上保安部及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。</p> <p>⑤ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、<u>消防本部</u>、<u>市消防団</u>、<u>県</u>、<u>県警察</u>、<u>神戸海上保安部</u>、<u>自衛隊</u>等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。</p> <p>(3) <u>弾道ミサイルによる攻撃の場合</u></p> <p>① <u>弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難(できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難)することが基本である。</u></p> <p>② <u>このため、市長は、あらかじめ出される「国対策本部長による避難措置の指示」及び「知事による避難の指示」に基づき、避難実施要領を策定し、住民個人が迅速に対応できるよう、その取るべき行動を周知する。</u></p> <p>③ <u>なお、着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、知事は、屋内避難の指示を継続するとともに、被害内容が判明後、国対策本部長からの避難措置の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行うなど、避難措置の指示の内容に沿った避難の指示を行うものとされている。</u></p> <p>※ <u>弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。</u> <u>このため、弾道ミサイルの主体(国又は国に準じる者)の意図等により攻撃目標は変化するととも</u></p>	<p>軽 微 (県計画に即した修正)</p>

南あわじ市国民保護計画 新旧対照表

現 行 計 画	変 更 案	判 定								
<p>国対策本部長 <u>警報の発令、避難措置の指示</u> (その他、記者会見等による国民への情報提供)</p> <p>↓</p> <p>知 事 <u>避難の指示</u></p> <p>↓</p> <p>市 長 <u>避難実施要領の策定</u></p> <p>イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国対策本部長がその都度警報を発令</p> <p>※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。</p> <p>このため、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。</p> <p>また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>に、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、全ての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。</p> <p>(4) 航空攻撃の場合 急襲的に航空攻撃が行われる場合については、攻撃の目標地を限定せずに広範囲に屋内避難が指示されることから、弾道ミサイル攻撃の場合と同様の対応を取るものとする。</p> <p>(5) NBC攻撃の場合 知事は、消防機関及び県警察等の避難誘導をする者に防護服を着用させるなど、安全を図るための措置を講ずるよう努めるとともに、攻撃の特徴に留意しつつ、必要な措置を講ずるものとされている。市長はこれに準じて行うよう努める。</p> <p>【NBC攻撃における避難の留意点】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>攻撃の種類</th> <th>留意点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>核 攻 撃 等</td> <td> ① 核爆発に伴う熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域 ・ 攻撃当初の段階は、爆心地周辺から直ちに離れ、地下施設等に避難 ・ 一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難 ・ 放射性ヨウ素による体内汚染が予想されるときは安定ヨウ素剤の服用等を指示 ② 放射性降下物からの放射線による被害を受けるおそれがある地域 ・ 放射線の影響を受けない安全な地域に避難 ・ 外部被ばくを最小限に抑えるため、風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難 ③ ダーティボムによる攻撃の場合 攻撃場所から直ちに離れ、できるだけ近傍の地下施設等への避難 </td> </tr> <tr> <td>生物剤による攻撃</td> <td> ・ 攻撃場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難 ・ ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃の場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であり、市民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療 </td> </tr> <tr> <td>化学剤による攻撃</td> <td> ・ 攻撃場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など汚染のおそれのない安全な地域に避難 ・ 化学剤は一般的に空気より重いため、可能な限り高所に避難 </td> </tr> </tbody> </table>	攻撃の種類	留意点	核 攻 撃 等	① 核爆発に伴う熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域 ・ 攻撃当初の段階は、爆心地周辺から直ちに離れ、地下施設等に避難 ・ 一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難 ・ 放射性ヨウ素による体内汚染が予想されるときは安定ヨウ素剤の服用等を指示 ② 放射性降下物からの放射線による被害を受けるおそれがある地域 ・ 放射線の影響を受けない安全な地域に避難 ・ 外部被ばくを最小限に抑えるため、風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難 ③ ダーティボムによる攻撃の場合 攻撃場所から直ちに離れ、できるだけ近傍の地下施設等への避難	生物剤による攻撃	・ 攻撃場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難 ・ ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃の場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であり、市民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療	化学剤による攻撃	・ 攻撃場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など汚染のおそれのない安全な地域に避難 ・ 化学剤は一般的に空気より重いため、可能な限り高所に避難	<p>軽 微 (県計画に即した修正)</p> <p>軽 微 (県計画に即した修正)</p>
攻撃の種類	留意点									
核 攻 撃 等	① 核爆発に伴う熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域 ・ 攻撃当初の段階は、爆心地周辺から直ちに離れ、地下施設等に避難 ・ 一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難 ・ 放射性ヨウ素による体内汚染が予想されるときは安定ヨウ素剤の服用等を指示 ② 放射性降下物からの放射線による被害を受けるおそれがある地域 ・ 放射線の影響を受けない安全な地域に避難 ・ 外部被ばくを最小限に抑えるため、風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難 ③ ダーティボムによる攻撃の場合 攻撃場所から直ちに離れ、できるだけ近傍の地下施設等への避難									
生物剤による攻撃	・ 攻撃場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難 ・ ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃の場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であり、市民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療									
化学剤による攻撃	・ 攻撃場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など汚染のおそれのない安全な地域に避難 ・ 化学剤は一般的に空気より重いため、可能な限り高所に避難									

南あわじ市国民保護計画 新旧対照表

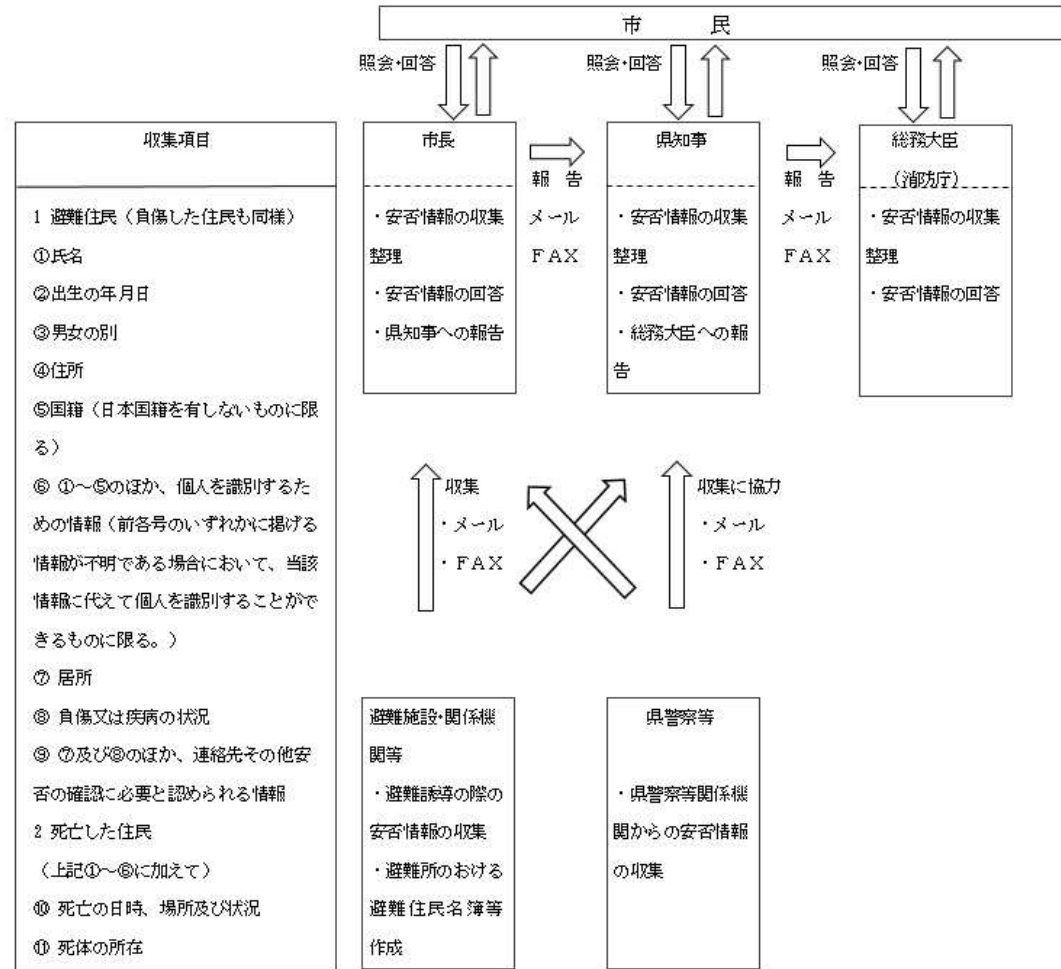
現 行 計 画	変 更 案	判 定
<p>第5章 救援</p> <p>1 救援の実施</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 救援の実施及び補助 市長は、上記(1)により、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を、県と密接に連携のうえ関係機関の協力を得て行う。 また、県と上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 収容施設の供与 ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 ③ 被服、寝具その他生活必需品等の給与又は貸与 ④ 医療の提供及び助産 ⑤ 被災者の捜索及び救出 ⑥ 埋葬及び火葬 ⑦ 電話その他の通信設備の提供 ⑧ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理 ⑨ 学用品の給与 ⑩ 死体の捜索及び処理 ⑪ 障害物の除去 <p>2 関係機関との連携 (省略)</p> <p>3 救援の内容</p> <p>(1) 救援の基準等 市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成16年厚生労働省告示第343号※資料編資料5。以下「救援の程度及び基準」という。)及び県保護計画の内容及びに基づき救援の措置を行う。 市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、<u>厚生労働大臣</u>に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>第5章 救援</p> <p>1 救援の実施</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 救援の実施及び補助 市長は、上記(1)により、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を、県と密接に連携のうえ関係機関の協力を得て行う。 また、県と上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 収容施設の供与 ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 ③ 被服、寝具その他生活必需品等の給与又は貸与 ④ 医療の提供及び助産 ⑤ 被災者の捜索及び救出 ⑥ 遺体の火葬等 ⑦ 電話その他の通信設備の提供 ⑧ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理 ⑨ 学用品の給与 ⑩ 死体の捜索及び処理 ⑪ 障害物の除去 <p>2 関係機関との連携 (省略)</p> <p>3 救援の内容</p> <p>(1) 救援の基準等 市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成25年内閣府告示第229号※資料編資料10。以下「救援の程度及び基準」という。)及び県保護計画の内容及びに基づき救援の措置を行う。 市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、<u>内閣総理大臣</u>に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>軽 微 (県計画に即した修正)</p> <p>軽 微 (用語修正)</p>
<p>4 救援の実施方法</p> <p>1 収容施設の供与 (1) 避難所 地域防災計画<u>地震対策編 第3編災害応急対策計画 第3章災害応急活動の展開 第7節避難対策の実施 第3避難所の開設と運営</u>(※資料編資料2)を準用する。</p> <p>(2) 応急仮設住宅 地域防災計画<u>地震対策編 第3編災害応急対策計画 第3章災害応急活動の展開 第12節住宅対策計画 第3公営住宅及び応急仮設住宅の供与</u>(※資料編資料2)を準用する。</p> <p>2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 地域防災計画<u>地震対策編 第3編災害応急対策計画 第3章災害応急活動の展開 第8節食料の供給、第9節給水計画</u>(※資料編資料2)を準用する。</p> <p>3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</p>	<p>4 救援の実施方法</p> <p>1 収容施設の供与 (1) 避難所 地域防災計画<u>自然災害対策編 第3編風水害等応急対策計画 第3章災害応急活動の展開 第5節避難対策の実施 第6避難所の開設と運用</u>(※資料編資料2)を準用する。</p> <p>(2) 応急仮設住宅 地域防災計画<u>自然災害対策編 第3編風水害等応急対策計画 第3章災害応急活動の展開 第6節住宅対策計画 第4公営住宅及び応急仮設住宅の供与</u>(※資料編資料2)を準用する。</p> <p>2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 地域防災計画<u>自然災害対策編 第3編風水害等応急対策計画 第3章災害応急活動の展開 第7節食料の供給、第8節飲料水の供給</u>(※資料編資料2)を準用する。</p> <p>3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</p>	<p>軽 微 (用語修正)</p> <p>軽 微 (用語修正)</p> <p>軽 微</p>

南あわじ市国民保護計画 新旧対照表

現 行 計 画	変 更 案	判 定
<p>地域防災計画<u>地震対策編</u> 第3編<u>災害応急対策計画</u> 第3章災害応急活動の展開 第10節生活必需品の供給（※資料編資料2）を準用する。</p> <p>4 医療の提供及び助産 地域防災計画<u>地震対策編</u> 第3編<u>災害応急対策計画</u> 第3章災害応急活動の展開 第13節医療・助産対策の実施（※資料編資料2）を準用する。</p> <p>5 被災者の捜索及び救出 地域防災計画<u>地震対策編</u> 第3編<u>災害応急対策計画</u> 第3章災害応急活動の展開 第6節人命救出活動の実施（※資料編資料2）を準用する。</p> <p>6 <u>埋葬及び火葬</u> 地域防災計画<u>地震対策編</u> 第3編<u>災害応急対策計画</u> 第3章災害応急活動の展開 第16節行方不明者の捜索・遺体の火葬等 第3<u>遺体の埋火葬</u>（※資料編資料2）を準用する。</p> <p>7 電話その他の通信設備の提供 地域防災計画<u>地震対策編</u> 第3編<u>災害応急対策計画</u> 第3章災害応急活動の展開 第26節ライフラインの応急対策の実施 第3電気通信の確保（※資料編資料2）を準用する。</p> <p>8 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理 地域防災計画<u>地震対策編</u> 第3編<u>災害応急対策計画</u> 第3章災害応急活動の展開 第12節住宅対策計画 第6<u>災害救助法の実施基準</u> 2住宅の応急修理（※資料編資料2）を準用する。</p> <p>9 学用品の給与 地域防災計画<u>地震対策編</u> 第3編<u>災害応急対策計画</u> 第3章災害応急活動の展開 第27節教育対策の実施 第2<u>災害救助法の実施基準</u>（※資料編資料2）を準用する。</p> <p>10 死体の捜索及び処理 地域防災計画<u>地震対策編</u> 第3編<u>災害応急対策計画</u> 第3章災害応急活動の展開 第16節行方不明者の捜索・遺体の火葬等（※資料編資料2）を準用する。</p> <p>11 障害物の除去 地域防災計画<u>地震対策編</u> 第3編<u>災害応急対策計画</u> 第3章災害応急活動の展開 第22節障害物の除去（※資料編資料2）を準用する。</p>	<p>地域防災計画<u>自然災害対策編</u> 第3編<u>風水害等応急対策計画</u> 第3章災害応急活動の展開 第9節生活用品等の供給（※資料編資料2）を準用する。</p> <p>4 医療の提供及び助産 地域防災計画<u>自然災害対策編</u> 第3編<u>風水害等応急対策計画</u> 第3章災害応急活動の展開 第3節医療・助産対策の実施（※資料編資料2）を準用する。</p> <p>5 被災者の捜索及び救出 地域防災計画<u>自然災害対策編</u> 第3編<u>風水害等応急対策計画</u> 第3章災害応急活動の展開 第2節人命救出活動の実施（※資料編資料2）を準用する。</p> <p>6 <u>遺体の火葬等</u> 地域防災計画<u>自然災害対策編</u> 第3編<u>風水害等応急対策計画</u> 第3章災害応急活動の展開 第12節行方不明者の捜索・遺体の火葬等 第4<u>遺体の火葬等</u>（※資料編資料2）を準用する。</p> <p>7 電話その他の通信設備の提供 地域防災計画<u>自然災害対策編</u> 第3編<u>風水害等応急対策計画</u> 第3章災害応急活動の展開 第20節ライフラインの応急対策の実施 第3電気通信の確保（※資料編資料2）を準用する。</p> <p>8 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理 地域防災計画<u>自然災害対策編</u> 第3編<u>風水害等応急対策計画</u> 第3章災害応急活動の展開 第6節住宅対策計画 第9<u>災害救助法の実施基準</u> 2住宅の応急修理（※資料編資料2）を準用する。</p> <p>9 学用品の給与 地域防災計画<u>自然災害対策編</u> 第3編<u>風水害等応急対策計画</u> 第3章災害応急活動の展開 第21節教育・保育対策の実施 第4<u>災害救助法の実施基準</u>（※資料編資料2）を準用する。</p> <p>10 死体の捜索及び処理 地域防災計画<u>自然災害対策編</u> 第3編<u>風水害等応急対策計画</u> 第3章災害応急活動の展開 第12節行方不明者の捜索・遺体の火葬等（※資料編資料2）を準用する。</p> <p>11 障害物の除去 地域防災計画<u>自然災害対策編</u> 第3編<u>風水害等応急対策計画</u> 第3章災害応急活動の展開 第19節障害物の除去（※資料編資料2）を準用する。</p>	<p>（用語修正）</p> <p>軽 微 （用語修正）</p> <p>軽 微 （用語修正）</p> <p>軽 微 （用語修正）</p> <p>軽 微 （用語修正）</p> <p>軽 微 （用語修正）</p> <p>軽 微 （用語修正）</p> <p>軽 微 （用語修正）</p> <p>軽 微 （用語修正）</p> <p>軽 微 （用語修正）</p>
<p>第6章 安否情報の収集・提供</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。</p> </div>	<p>第6章 安否情報の収集・提供</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。</p> </div>	

※ 安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、下記のとおりである。

安否情報収集・整理・提供の流れ



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

収集にあたっては、やむを得ない場合を除き、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については、安否情報省令第1条に規定する様式第1号（※資料編資料7）を、武力攻撃災害により死亡した住民については、同様式第2号（※資料編資料7）を用いて行う。

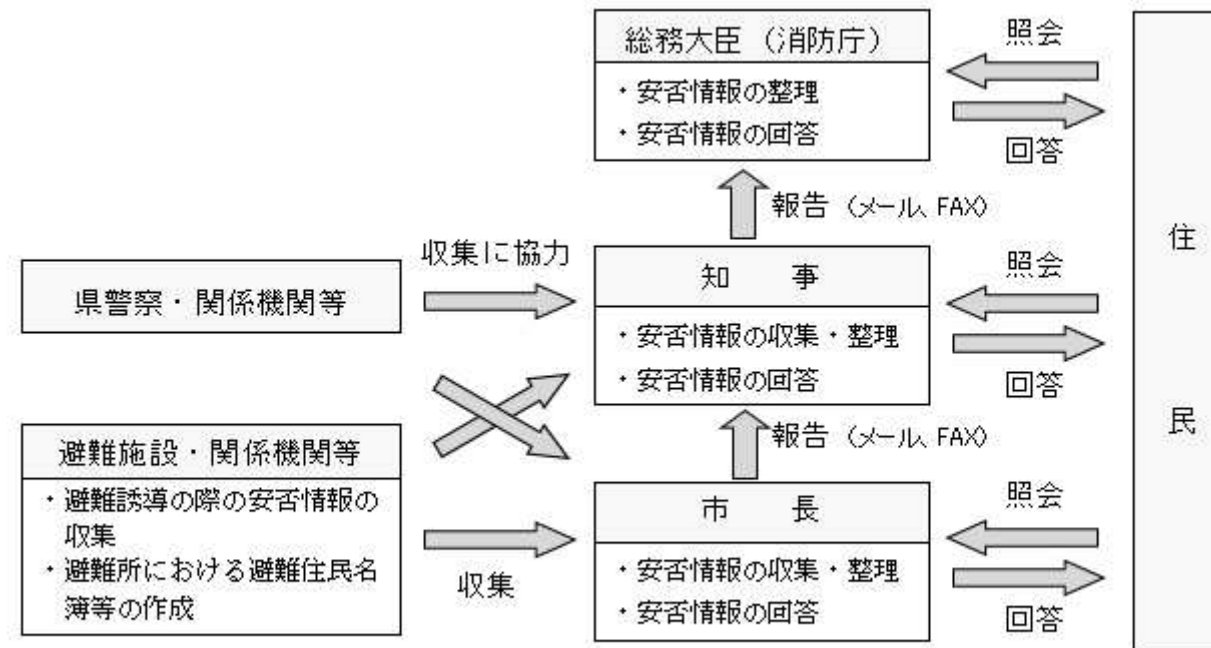
ただし、やむを得ない場合は、市長が適当と認める方法により行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

※ 安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、下記のとおりである。

安否情報収集・整理・提供の流れ



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

収集にあたっては、やむを得ない場合を除き、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については、安否情報省令第1条に規定する様式第1号（※資料編資料7）を、武力攻撃災害により死亡した住民については、同様式第2号（※資料編資料7）を用いて行う。

ただし、やむを得ない場合は、市長が適当と認める方法により行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

軽微
(時点修正)

軽微
(用語修正)

南あわじ市国民保護計画 新旧対照表

現 行 計 画	変 更 案	判 定
<p>(3) 安否情報の整理 市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。</p> <p>2 県に対する報告 市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号（※資料編資料7）に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、<u>電子メール</u>で県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。</p> <p>3 安否情報の照会に対する回答 (1) 安否情報の照会の受付 ①～② （省略）</p> <p>③ 照会の受付にあたっては、様式第4号（※資料編資料7）に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の内容が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳カードなどにより、当該照会者が本人であることを確認する。 ただし、やむを得ない理由により当該書類を提示若しくは提出することができない場合、又は電話、電子メール等の方法で照会があった場合においては、市長があらかじめ定める適当と認める方法により、本人確認を行う。</p> <p>(2) ～(3) 省略</p> <p>4 日本赤十字社に対する協力 （省略）</p>	<p>(3) 安否情報の整理 市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。</p> <p>2 県に対する報告 市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第1条に規定する様式第3号（※資料編資料7）に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、<u>安否情報システム等により</u>で県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。</p> <p>3 安否情報の照会に対する回答 (1) 安否情報の照会の受付 ①～② （省略）</p> <p>③ 照会の受付にあたっては、様式第4号（※資料編資料7）に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の内容が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳カードなどにより、当該照会者が本人であることを確認する。 ただし、やむを得ない理由により当該書類を提示若しくは提出することができない場合、又は電話、電子メール等の方法で照会があった場合においては、市長があらかじめ定める適当と認める方法により、本人確認を行う。</p> <p>(2) ～(3) 省略</p> <p>4 日本赤十字社に対する協力 （省略）</p>	<p>軽 微 (県計画に即した修正)</p> <p>軽 微 (用語修正)</p>
<p>第7章 武力攻撃災害への対処 第1 武力攻撃災害への対処 （省略）</p> <p>第2 応急措置等 1 退避の指示</p> <p>(1)～(2) （省略）</p> <p>(3) 安全の確保等 ① 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、淡路広域消防事務組合消防本部、県警察、神戸海上保安部等、自衛隊等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。</p> <p>② 市の職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて淡路広域消防事務組合消防本部、県警察、神戸海上保安部等、自衛隊等の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。</p> <p>③ （省略）</p>	<p>第7章 武力攻撃災害への対処 第1 武力攻撃災害への対処 （省略）</p> <p>第2 応急措置等 1 退避の指示 （省略）</p> <p>(1)～(2) （省略）</p> <p>(3) 安全の確保等 ① 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、淡路広域消防事務組合、県警察、神戸海上保安部等、自衛隊等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。</p> <p>② 市の職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて淡路広域消防事務組合、県警察、神戸海上保安部等、自衛隊等の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。</p> <p>③ （省略）</p>	<p>軽 微 (用語修正)</p>

南あわじ市国民保護計画 新旧対照表

現 行 計 画	変 更 案	判 定
<p>2 警戒区域の設定</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 警戒区域の設定に伴う措置等</p> <p>① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における淡路広域消防事務組合消防本部、県警察、神戸海上保安部等、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。 NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。</p> <p>②～③ (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>④ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>3 武力攻撃災害の拡大防止のための事前の指示 (省略)</p> <p>4 土地建物の一時使用等</p> <p>市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。</p> <p>ア (省略)</p> <p>イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で、当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）</p> <p>5 消防に関する措置等</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 消防機関の活動</p> <p>消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から市民を保護するため、消防吏員及び消防団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。 この場合において、淡路広域消防事務組合消防本部は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、淡路広域消防事務組合消防本部消防長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) 緊急消防援助隊等の応援要請</p> <p>市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、県知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。</p>	<p>2 警戒区域の設定</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 警戒区域の設定に伴う措置等</p> <p>① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における淡路広域消防事務組合、県警察、神戸海上保安部等、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。 NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。</p> <p>②～③ (省略)</p> <p>④ 市長は、大規模集客施設からの一時滞在者等を避難誘導する場合、当該施設管理者と十分に連携し、必要な対策をとるものとする。</p> <p>⑤ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>3 武力攻撃災害の拡大防止のための事前の指示 (省略)</p> <p>4 土地建物の一時使用等</p> <p>市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。</p> <p>ア (省略)</p> <p>イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で、当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管する。）</p> <p>5 消防に関する措置等</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 消防機関の活動</p> <p>消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から市民を保護するため、消防吏員及び消防団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。 この場合において、淡路広域消防事務組合は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、淡路広域消防事務組合消防本部消防長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) 緊急消防援助隊等の応援要請</p> <p>市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱に基づき、県知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。</p>	<p>軽 微 (用語修正)</p> <p>軽 微 (県計画に即した修正)</p> <p>軽 微 (用語修正)</p> <p>軽 微 (用語修正)</p> <p>軽 微 (用語修正)</p> <p>軽 微 (用語修正)</p>

南あわじ市国民保護計画 新旧対照表

現 行 計 画	変 更 案	判 定
<p>(5)～(7) (省略)</p> <p>(8) 安全の確保</p> <p>①～③ (省略)</p> <p>④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、淡路広域消防事務組合<u>消防本部</u>と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。</p> <p>⑤ (省略)</p> <p>第3 生活関連等施設における災害への対処等</p> <p>1 生活関連等施設の安全確保 (省略)</p> <p>2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除</p> <p>(1) (省略)</p> <p>【対象】</p> <p>(1) (省略)</p> <p>【措置】</p> <p>① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限 (消防法第12条の3)</p> <p>②～③ (省略)</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>援等を要請する。</p> <p>(5)～(7) (省略)</p> <p>(8) 安全の確保</p> <p>①～③ (省略)</p> <p>④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、淡路広域消防事務組合と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。</p> <p>⑤ (省略)</p> <p>第3 生活関連等施設における災害への対処等</p> <p>1 生活関連等施設の安全確保 (省略)</p> <p>2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除</p> <p>(1) (省略)</p> <p>【対象】</p> <p>(1) (省略)</p> <p>【措置】</p> <p>① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限 (消防法第12条の3、<u>国民保護法第103条第3項第1号</u>)</p> <p>②～③ (省略)</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>軽 微 (用語修正)</p>
<p>第4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等</p> <p>市は、武力攻撃原子力災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。また、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずるものとし、必要な事項について、以下のとおり定める。</p> <p>1 武力攻撃原子力災害への対処</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等</p> <p>① 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を事業所外運搬を行っている原子力事業者から受けたとき又は<u>指定行政機関の長</u>若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、区域を所轄する消防機関に連絡する。</p> <p>② 市長は、消防機関等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を、</p>	<p>第4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等</p> <p>市は、武力攻撃原子力災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。また、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずるものとし、必要な事項について、以下のとおり定める。</p> <p>1 武力攻撃原子力災害への対処</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等</p> <p>① 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を、<u>事業所外運搬を行っている原子力事業者から受けたとき又は内閣総理大臣及び原子力規制委員会 (事業所外運搬に起因する場合には、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下同じ。)</u>若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、区域を所轄する消防機関に連絡する。</p>	<p>軽 微 (用語修正)</p>

南あわじ市国民保護計画 新旧対照表

現 行 計 画	変 更 案	判 定																				
<p>事業所外運搬を行っている原子力事業者、<u>指定行政機関</u>又は県より先に把握した場合には、直ちに当該事業者はその内容を確認するとともに、その旨を<u>以下に掲げる指定行政機関の長及び知事に通報する。</u></p> <p><u>ア 実用発電用原子炉等に係る事業所外運搬に起因する場合にあつては、経済産業大臣及び国土交通大臣</u></p> <p><u>イ 試験研究用原子炉等に係る事業所外運搬に起因する場合にあつては、文部科学大臣及び国土交通大臣</u></p> <p>③～④ (省略) (3)～(5) (省略)</p> <p>(6) 安定ヨウ素剤の<u>配布</u> 市長は、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、国の対策本部長による服用時機の指示に基づき、県やその他の関係機関と協力して住民に安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(7) 職員の安全の確保 市長又は淡路広域消防事務組合管理者は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる職員の安全の確保に配慮する。</p> <p>2 NBC攻撃による災害への対処</p> <p>市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5) 市長及び淡路広域消防事務組合管理者の権限 市長又は淡路広域消防事務組合管理者は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。</p> <table border="1" data-bbox="103 1528 1285 1959"> <thead> <tr> <th>対象物件等</th> <th>措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号 飲食物、衣類、寝具その他の物件</td> <td>占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄</td> </tr> <tr> <td>2号 生活の用に供する水</td> <td>管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止</td> </tr> <tr> <td>3号 死体</td> <td>・移動の制限 ・移動の禁止</td> </tr> <tr> <td>4号 飲食物、衣類、寝具その他の物件</td> <td>・廃棄</td> </tr> </tbody> </table>	対象物件等	措置	1号 飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄	2号 生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止	3号 死体	・移動の制限 ・移動の禁止	4号 飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄	<p>② 市長は、消防機関等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を、事業所外運搬を行っている原子力事業者、<u>内閣総理大臣、原子力規制委員会</u>又は県より先に把握した場合には、直ちに当該事業者はその内容を確認するとともに、その旨を<u>内閣総理大臣及び原子力規制委員会並びに知事に通報する。</u></p> <p>③～④ (省略) (3)～(5) (省略)</p> <p>(6) 安定ヨウ素剤の<u>服用</u> 市長は、安定ヨウ素剤の予防服用の<u>実施等</u>については、<u>県地域防災計画等の定め</u>の例により、<u>行うものとする。</u></p> <p><u>(7) 避難退域時検査及び簡易除染の実施</u> 市長は、避難の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施については、<u>地域防災計画(原子力災害対策計画)の定め</u>の例により、<u>行うものとする。</u></p> <p><u>(8) 飲食物の摂取制限等</u> 市長は、必要に応じ、飲食物の摂取制限等の措置については、<u>地域防災計画等の定め</u>の例により、<u>行うものとする。</u></p> <p><u>(9) 職員の安全の確保</u> 市長又は淡路広域消防事務組合管理者は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる職員の安全の確保に配慮する。</p> <p>2 NBC攻撃による災害への対処</p> <p>市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5) 市長及び淡路広域消防事務組合管理者の権限 市長又は淡路広域消防事務組合管理者は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。</p> <table border="1" data-bbox="1374 1528 2555 1959"> <thead> <tr> <th>対象物件等</th> <th>措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号 飲食物、衣類、寝具その他の物件</td> <td>占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄</td> </tr> <tr> <td>2号 生活の用に供する水</td> <td>管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止</td> </tr> <tr> <td>3号 死体</td> <td>・移動の制限 ・移動の禁止</td> </tr> <tr> <td>4号 飲食物、衣類、寝具その他の物件</td> <td>・廃棄</td> </tr> </tbody> </table>	対象物件等	措置	1号 飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄	2号 生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止	3号 死体	・移動の制限 ・移動の禁止	4号 飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄	<p>軽 微 (県計画に即した修正)</p> <p>軽 微 (用語修正)</p> <p>軽 微 (県計画に即した修正)</p> <p>軽 微 (用語修正)</p> <p>軽 微 (用語修正)</p>
対象物件等	措置																					
1号 飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄																					
2号 生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止																					
3号 死体	・移動の制限 ・移動の禁止																					
4号 飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄																					
対象物件等	措置																					
1号 飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄																					
2号 生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止																					
3号 死体	・移動の制限 ・移動の禁止																					
4号 飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄																					

南あわじ市国民保護計画 新旧対照表

現 行 計 画			変 更 案			判 定
5号	建物	<ul style="list-style-type: none"> ・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖 	5号	建物	<ul style="list-style-type: none"> ・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖 	
6号	場所	<ul style="list-style-type: none"> ・交通の制限 ・交通の遮断 	6号	場所	<ul style="list-style-type: none"> ・交通の制限 ・交通の遮断 	
<p>市長又は淡路広域消防事務組合管理者は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人に通知する。</p> <p>上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。</p>			<p>市長又は淡路広域消防事務組合管理者は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人に通知する。</p> <p>上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。</p>			
1.	当該措置を講ずる旨		1.	当該措置を講ずる旨		
2.	当該措置を講ずる理由		2.	当該措置を講ずる理由		
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）		3.	当該措置の対象となる建物又は場所（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、 <u>適当な場所に掲示</u> ）		
4.	当該措置を講ずる時期		4.	当該措置を講ずる時期		
5.	当該措置の内容		5.	当該措置の内容		
(6) (省略)			(6) (省略)			
<p>第8章 被災情報の収集・報告及び公表</p> <p>1 被災情報の収集及び報告 (省略)</p> <p>2 被災情報の公表</p> <p>市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、市民に適時適切な情報提供を行うため、広報を一元的に行う広報責任者を設置し、あらゆる広報手段を用い、時機を逸することのないよう迅速に被災情報の公表に努める。</p> <p>(新設)</p>			<p>第8章 被災情報の収集・報告及び公表</p> <p>1 被災情報の収集及び報告 (省略)</p> <p>2 被災情報の公表</p> <p>市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、市民に適時適切な情報提供を行うため、広報を一元的に行う広報責任者を設置し、あらゆる広報手段を用い、時機を逸することのないよう迅速に被災情報の公表に努める。</p> <p><u>(1) 市民への広報</u></p> <p>市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、市民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。</p> <p><u>① 広報責任者の設置</u></p> <p>武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、副市長を災害広報責任者として、一元的に行う体制を確保する。</p> <p><u>② 広報手段</u></p> <p>広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、ホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、市民に迅速に提供できる体制を整備する。</p> <p><u>③ 留意事項</u></p> <p><u>ア 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。</u></p> <p><u>イ 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行うこと。</u></p>			
(新設)						

南あわじ市国民保護計画 新旧対照表

現 行 計 画	変 更 案	判 定
	<p><u>ウ 県と連携した広報体制を構築すること。</u></p> <p>(2) <u>総合相談窓口の設置</u> 市は、武力攻撃事態等に関する情報、安否情報、又は各種行政相談等にきめ細やかに対応するため、<u>総合相談窓口を設置する。</u> <u>総合相談窓口は、原則として、本庁に設置する。</u></p>	<p>軽 微 (県計画に即した修正)</p>
<p>第9章 保健衛生の確保その他の措置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。</p> </div> <p>1 保健衛生の確保</p> <p>市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。</p> <p>(1) 健康対策</p> <p>① 市は、避難先地域に対して、避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、保健師等による巡回健康相談及び家庭訪問を行う。</p> <p>② 市は、仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活が出来るよう訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>③ 市は、巡回健康相談の実施にあたり、<u>高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状況の把握に努める。</u></p> <p>(2)～(4) (省略)</p> <p>(5) 栄養指導対策</p> <p>① 市は、県と連携し、避難所や仮設住宅等を巡回して被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため、栄養士による巡回栄養相談等を実施する。</p> <p>② 市は、避難所解消後においても被災者の食の自立が困難である場合には、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養バランスの適正化を支援する。</p> <p>③ 市は、巡回栄養相談の実施にあたり、<u>高齢者、障害者その他特に配慮を要する者</u>をはじめ、被災者の栄養状態の把握に努める。</p> <p>2 廃棄物の処理</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 廃棄物処理対策</p> <p>① (省略)</p> <p>② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、<u>または不足すると予想される場合</u>については、県に対して他の市町との応援等にかかる要請を行う。</p> <p>③ (省略)</p>	<p>第9章 保健衛生の確保その他の措置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。</p> </div> <p>1 保健衛生の確保</p> <p>市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。</p> <p>(1) 健康対策</p> <p>① 市は、避難先地域に対して、避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、保健師等による巡回健康相談及び家庭訪問を行う。</p> <p>② 市は、仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活が出来るよう訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施する。</p> <p>③ <u>保健・医療・福祉等のサービスの提供、福祉関係者やかかりつけ医師、民生委員・児童委員、地域住民との連携を図るためのコーディネートについて県に助言、協力を求める。</u></p> <p>④ 市は、巡回健康相談の実施にあたり、<u>災害時要援護者等</u>の心身双方の健康状況の把握に努める。</p> <p>(2)～(4) (省略)</p> <p>(5) 栄養指導対策</p> <p>① 市は、県と連携し、避難所や仮設住宅等を巡回して被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため、栄養士による巡回栄養相談等を実施する。</p> <p>② 市は、避難所解消後においても被災者の食の自立が困難である場合には、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養バランスの適正化を支援する。</p> <p>③ 市は、巡回栄養相談の実施にあたり、<u>災害時要援護者</u>をはじめ、被災者の栄養状態の把握に努める。</p> <p>2 廃棄物の処理</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 廃棄物処理対策</p> <p>① (省略)</p> <p>② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、<u>又は不足すると予想される場合</u>については、県に対して他の市町との応援等にかかる要請を行う。</p> <p>③ (省略)</p>	<p>軽 微 (県計画に即した修正)</p> <p>軽 微 (用語修正)</p> <p>軽 微 (用語修正)</p>

南あわじ市国民保護計画 新旧対照表

現 行 計 画	変 更 案	判 定
<p>3 文化財の保護 (省略)</p>	<p>3 文化財の保護 (省略)</p>	
<p>第10章 市民生活の安定に関する措置</p> <p>市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、市民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。</p> <p>1 生活関連物資等の価格安定 (省略)</p> <p>2 避難住民等の生活安定等</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 公的徴収金の減免等 市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免、使用料及び手数料の減免等の措置を、災害の状況に応じて実施する。</p> <p>3 生活基盤等の確保</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 公共的施設の適切な管理 道路及び港湾の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。</p>	<p>第10章 市民生活の安定に関する措置</p> <p>市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、市民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。</p> <p>1 生活関連物資等の価格安定 (省略)</p> <p>2 避難住民等の生活安定等</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 公的徴収金の減免等 市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免、使用料及び手数料の減免等の措置を、災害の状況に応じて実施する。</p> <p>3 生活基盤等の確保</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 公共的施設の適切な管理 道路の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。</p>	<p>軽 微 (用語修正)</p> <p>軽 微 (用語修正)</p>

南あわじ市国民保護計画 新旧対照表

現 行 計 画	変 更 案	判 定
<p>第11章 特殊標章等の交付及び管理</p> <p>市は、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。</p> <p>※特殊標章等の意義について （省略）</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 特殊標章等の交付及び管理 市長、消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる（「市（町村）の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」及び「消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」（平成17年10月27日消防国第30号国民保護室長通知）を参考。）。</p> <p>① 市長</p> <ul style="list-style-type: none"> 市の職員（水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行う<u>もの</u> 消防団長及び消防団員 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者 <p>② 消防長</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う<u>もの</u> 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者 <p>③ 水防管理者</p> <ul style="list-style-type: none"> 水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行う<u>もの</u> 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者 <p>(3) （省略）</p>	<p>第11章 特殊標章等の交付及び管理</p> <p>市は、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。</p> <p>※特殊標章等の意義について （省略）</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 特殊標章等の交付及び管理 市長、消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる（「市（町村）の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」及び「消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」（平成17年10月27日消防国第30号国民保護室長通知）を参考。）。</p> <p>① 市長</p> <ul style="list-style-type: none"> 市の職員（水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行う<u>者</u> 消防団長及び消防団員 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者 <p>② 消防長</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う<u>者</u> 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者 <p>③ 水防管理者</p> <ul style="list-style-type: none"> 水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行う<u>者</u> 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者 <p>(3) （省略）</p>	<p>軽 微 (用語修正)</p>

南あわじ市国民保護計画 新旧対照表

現 行 計 画	変 更 案	判 定																																						
<p style="text-align: center;">第4編 復旧等</p> <p>第1章 応急の復旧 (省略)</p> <p>第2章 武力攻撃災害の復旧</p> <p>市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。</p> <p>(1) 国における所要の法制の整備等 武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針に<u>したがって</u>県と連携して実施する。</p> <p>(2)～(3) (省略)</p> <p>第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等</p> <p>市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。</p> <p>1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求 ～</p> <p>3 総合調整及び指示に係る損失の補てん (省略)</p> <p>4 市民の権利利益の救済に係る手続等</p> <p>(1) 市民の権利利益の迅速な救済 市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の市民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、市民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、以下のとおり担当課を定める。 また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、市民の権利利益の救済のため迅速に対応する。</p> <p>【市民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】</p> <table border="1" data-bbox="121 1312 1285 1934"> <thead> <tr> <th colspan="2">内 容</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">損失補償 (法第159条第1項)</td> <td>特定物資の取用に関すること (法第81条第2項)</td> <td rowspan="4">防災課</td> </tr> <tr> <td>特定物資の保管命令に関すること (法第81条第3項)</td> </tr> <tr> <td>土地等の使用に関すること (法第82条)</td> </tr> <tr> <td>応急公用負担に関すること (法第113条第1項・第5項)</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>損害補償 (法第160条)</td> <td>市民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)</td> <td rowspan="3">総務課</td> </tr> <tr> <td colspan="2">不服申立てに関すること (法第6条、175条)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">訴訟に関すること (法第6条、175条)</td> </tr> </tbody> </table>	内 容		担当課	損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の取用に関すること (法第81条第2項)	防災課	特定物資の保管命令に関すること (法第81条第3項)	土地等の使用に関すること (法第82条)	応急公用負担に関すること (法第113条第1項・第5項)	(新設)	(新設)		損害補償 (法第160条)	市民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)	総務課	不服申立てに関すること (法第6条、175条)		訴訟に関すること (法第6条、175条)		<p style="text-align: center;">第4編 復旧等</p> <p>第1章 応急の復旧 (省略)</p> <p>第2章 武力攻撃災害の復旧</p> <p>市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。</p> <p>(1) 国における所要の法制の整備等 武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針に<u>従って</u>県と連携して実施する。</p> <p>(2)～(3) (省略)</p> <p>第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等</p> <p>市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。</p> <p>1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求 ～</p> <p>3 総合調整及び指示に係る損失の補てん (省略)</p> <p>4 市民の権利利益の救済に係る手続等</p> <p>(1) 市民の権利利益の迅速な救済 市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の市民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、市民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、以下のとおり担当課を定める。 また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、市民の権利利益の救済のため迅速に対応する。</p> <p>【市民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】</p> <table border="1" data-bbox="1389 1312 2552 1961"> <thead> <tr> <th colspan="2">内 容</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">損失補償 (国民保護法第159条第1項)</td> <td>特定物資の取用に関すること (国民保護法第81条第2項)</td> <td rowspan="4">危機管理課</td> </tr> <tr> <td>特定物資の保管命令に関すること (国民保護法第81条第3項)</td> </tr> <tr> <td>土地等の使用に関すること (国民保護法第82条)</td> </tr> <tr> <td>応急公用負担に関すること (国民保護法第113条第1項・第5項)</td> </tr> <tr> <td>実費弁償 (国民保護法第159条第1項)</td> <td>医療の実施の要請等に関すること。(国民保護法第85条第1・2項)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>損害補償 (国民保護法第160条)</td> <td>市民への協力要請によるもの (国民保護法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)</td> <td rowspan="3">総務課</td> </tr> <tr> <td colspan="2">不服申立てに関すること (国民保護法第6条、175条)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">訴訟に関すること (国民保護法第6条、175条)</td> </tr> </tbody> </table>	内 容		担当課	損失補償 (国民保護法第159条第1項)	特定物資の取用に関すること (国民保護法第81条第2項)	危機管理課	特定物資の保管命令に関すること (国民保護法第81条第3項)	土地等の使用に関すること (国民保護法第82条)	応急公用負担に関すること (国民保護法第113条第1項・第5項)	実費弁償 (国民保護法第159条第1項)	医療の実施の要請等に関すること。(国民保護法第85条第1・2項)		損害補償 (国民保護法第160条)	市民への協力要請によるもの (国民保護法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)	総務課	不服申立てに関すること (国民保護法第6条、175条)		訴訟に関すること (国民保護法第6条、175条)		<p style="text-align: center;">軽 微 (用語修正)</p> <p style="text-align: center;">軽 微 (用語修正)</p>
内 容		担当課																																						
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の取用に関すること (法第81条第2項)	防災課																																						
	特定物資の保管命令に関すること (法第81条第3項)																																							
	土地等の使用に関すること (法第82条)																																							
	応急公用負担に関すること (法第113条第1項・第5項)																																							
(新設)	(新設)																																							
損害補償 (法第160条)	市民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)	総務課																																						
不服申立てに関すること (法第6条、175条)																																								
訴訟に関すること (法第6条、175条)																																								
内 容		担当課																																						
損失補償 (国民保護法第159条第1項)	特定物資の取用に関すること (国民保護法第81条第2項)	危機管理課																																						
	特定物資の保管命令に関すること (国民保護法第81条第3項)																																							
	土地等の使用に関すること (国民保護法第82条)																																							
	応急公用負担に関すること (国民保護法第113条第1項・第5項)																																							
実費弁償 (国民保護法第159条第1項)	医療の実施の要請等に関すること。(国民保護法第85条第1・2項)																																							
損害補償 (国民保護法第160条)	市民への協力要請によるもの (国民保護法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)	総務課																																						
不服申立てに関すること (国民保護法第6条、175条)																																								
訴訟に関すること (国民保護法第6条、175条)																																								

南あわじ市国民保護計画 新旧対照表

現 行 計 画	変 更 案	判 定										
<p>(2) 市民の権利利益に関する文書の保存 市は、市民の権利利益の救済の手續に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書管理規定等の定めるところにより、適切に保存する。また、市民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。 市は、これらの手續に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。</p>	<p>(2) 市民の権利利益に関する文書の保存 市は、市民の権利利益の救済の手續に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書管理規定等の定めるところにより、適切に保存する。また、市民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。 市は、これらの手續に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。</p>											
<p style="text-align: center;">第5編 緊急処理事態への対処</p> <p>1 緊急処理事態 （省略）</p> <p>2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達</p> <p>緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急処理事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。 緊急処理事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。</p>	<p style="text-align: center;">第5編 緊急処理事態への対処</p> <p>1 緊急処理事態 （省略）</p> <p>2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達</p> <p>緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急処理事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。 緊急処理事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。</p> <p>【本計画における主な用語の読み替え】</p> <table border="1" data-bbox="1418 1415 2297 1583"> <thead> <tr> <th>武力攻撃事態等</th> <th>緊急処理事態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護措置</td> <td>緊急対処保護措置</td> </tr> <tr> <td>国民保護対策本部（長）</td> <td>緊急処理事態対策本部（長）</td> </tr> <tr> <td>武力攻撃</td> <td>緊急処理事態における攻撃</td> </tr> <tr> <td>武力攻撃災害</td> <td>緊急処理事態における災害</td> </tr> </tbody> </table>	武力攻撃事態等	緊急処理事態	保護措置	緊急対処保護措置	国民保護対策本部（長）	緊急処理事態対策本部（長）	武力攻撃	緊急処理事態における攻撃	武力攻撃災害	緊急処理事態における災害	<p style="text-align: center;">軽 微 (県計画に即した修正)</p>
武力攻撃事態等	緊急処理事態											
保護措置	緊急対処保護措置											
国民保護対策本部（長）	緊急処理事態対策本部（長）											
武力攻撃	緊急処理事態における攻撃											
武力攻撃災害	緊急処理事態における災害											